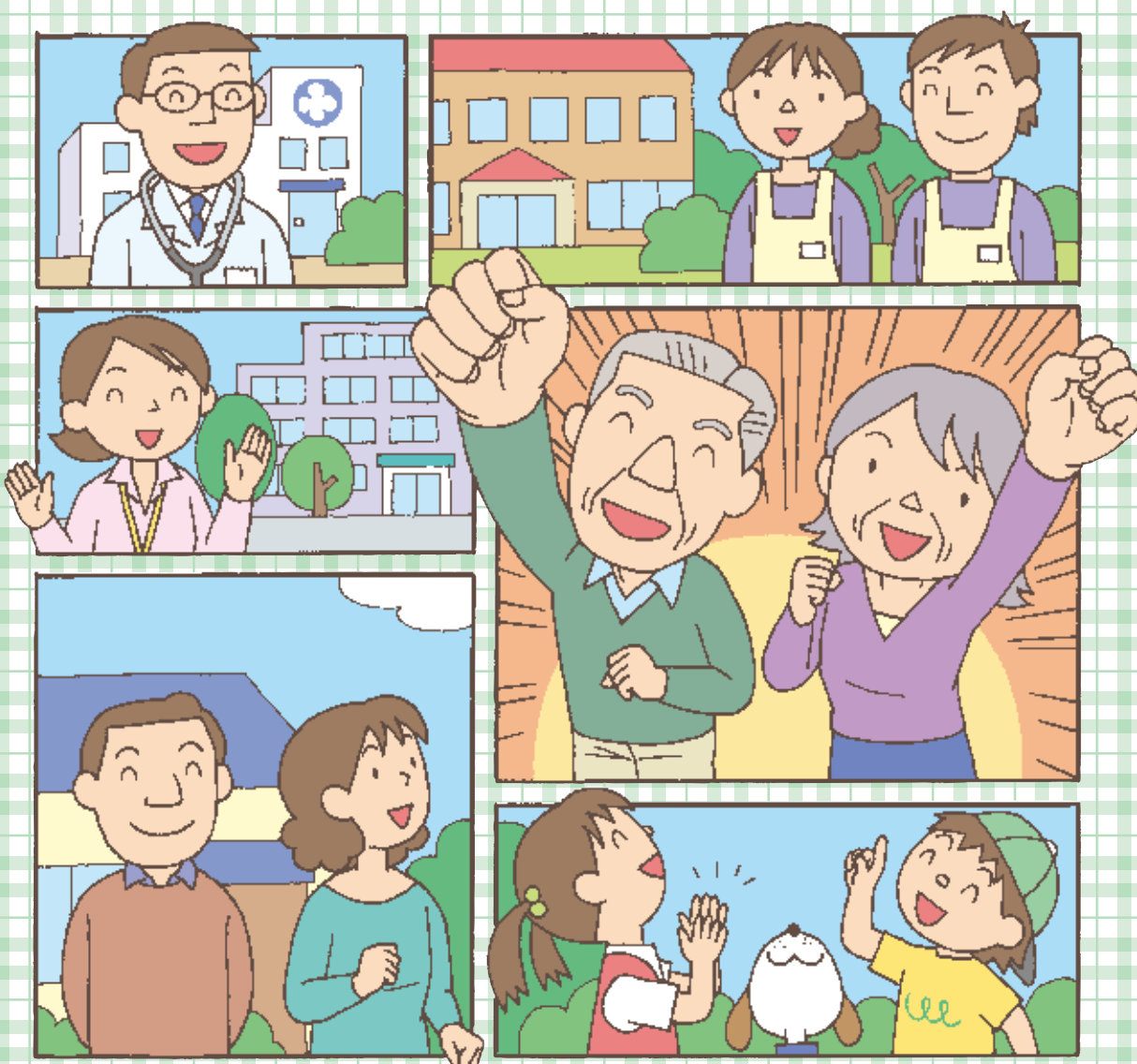


住み慣れた街で暮らすために

令和7(2025)年度版

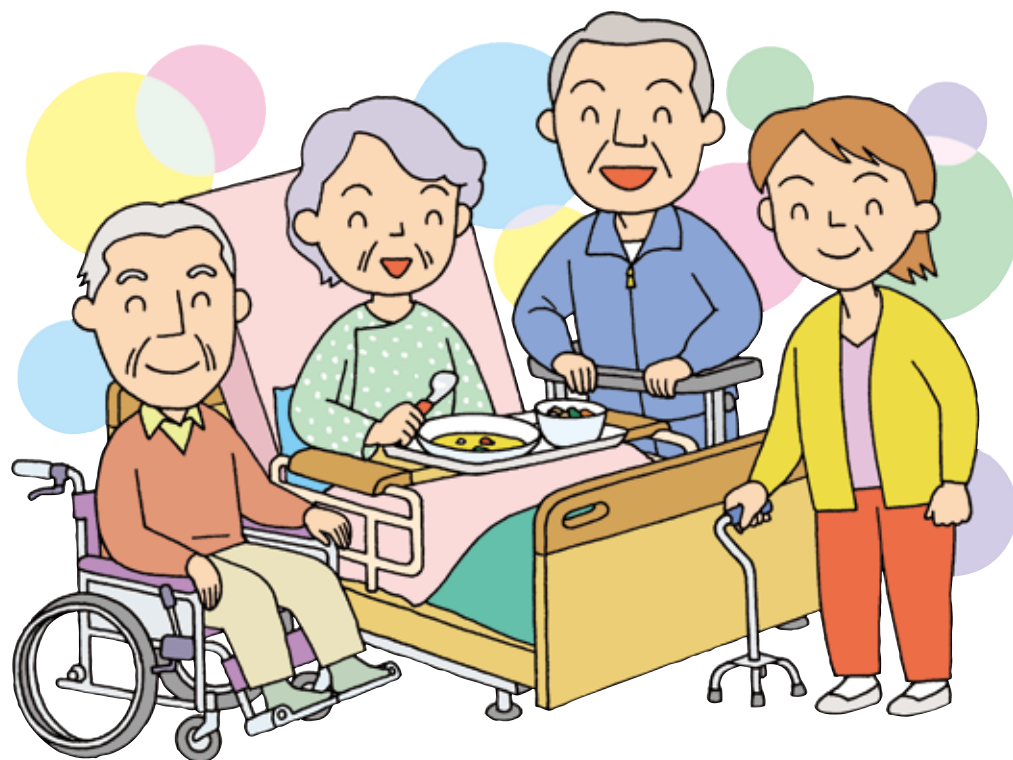
介護保険制度と 高齢者保健福祉サービスのご案内



住み慣れた地域で 安心して 暮らし続けるために

いつまでも元気に暮らし続けたい。
でも、自分や家族に介護が必要になったら、
どうすればいいのだろう？

介護保険は、
介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。
高齢になって介護が必要となったとき、
必要なサービスを選び、利用することによって、
住み慣れた家や地域で自立して
いきいきと暮らしていくことを目指しています。
介護保険のご利用にあたって、ぜひこの冊子をご活用ください。



も く じ

介護保険のしくみ

介護保険はみんなで支えあう制度です 4

介護保険料

社会全体で介護保険の財源を支えています 6

サービスの利用方法

介護サービス利用の手続き 10
要支援1・2または非該当と判定された場合
「65歳からのいきいき元気度チェック（基本チェックリスト）」で 12
事業対象者に該当すると判定された場合
要介護1～5と認定された場合 14
ケアプラン作成には積極的に参加を 16
認知症について正しい知識をもちましょう 17

サービス利用時のチェックポイント

事業者を選ぶときの注意点 18
Q&A 上手に介護サービスを活用するために 20
訪問介護のサービスとして利用できるもの・利用できないもの 24

サービスの種類

介護サービスの種類 26

利用者負担

介護サービスを利用した場合の自己負担 42
介護保険に関わる税の控除について 48

介護予防・日常生活支援総合事業

65歳からのいきいき元気度チェック 50
介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業） 52
介護予防への取り組み 53

その他

認知症への取り組み 57
介護保険以外のサービスのもくじ 59
高齢者福祉サービスの利用 60
高齢者保健サービスの利用 69

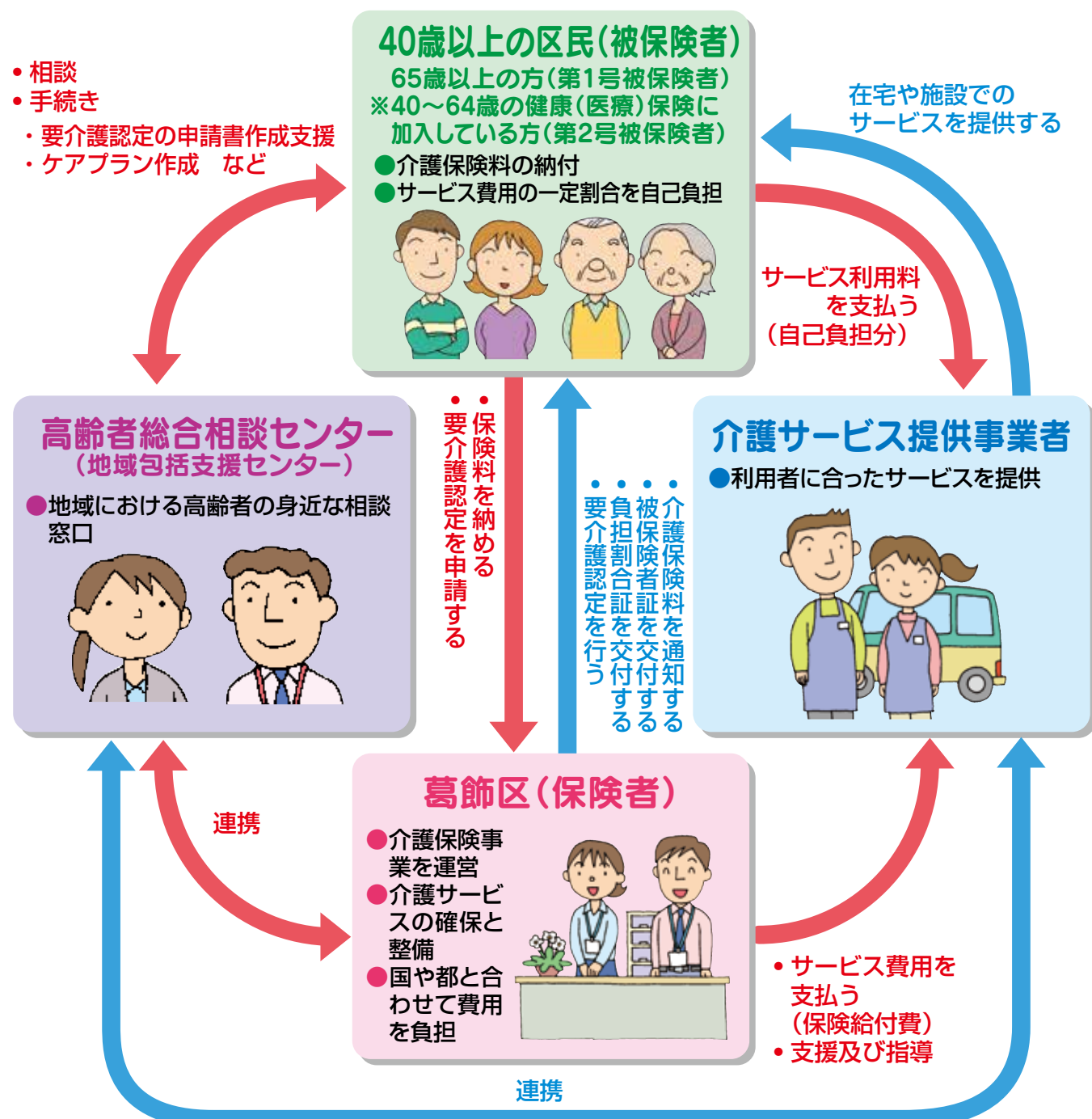
相談窓口

ご相談・苦情窓口 70
高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）担当地域一覧 72
介護保険における個人番号記入欄のある申請書の取り扱いについて 74

介護保険はみんなで 支えあう制度です

介護保険制度は、区市町村が保険者となって運営しています。40歳以上の方は加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

■介護保険制度の運営

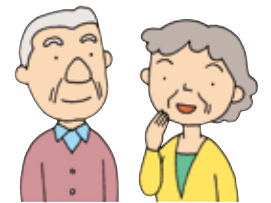


※第2号被保険者については5ページを参照ください。

被保険者

●第1号被保険者(65歳以上の方)

介護や支援が必要と認定された場合にサービスを利用できます。



介護保険の被保険者証が交付されます

65歳(第1号被保険者)になると、葛飾区から介護保険被保険者証が送付されます。

※要介護・要支援の認定を受けていない方については、有効期限はありません。
※サービスを利用するには、要介護・要支援の認定が必要です。

サービス利用などの際には、被保険者証の提示が必要になります。
大切に保管してください。



(黄色)

返 還

転出や死亡などで葛飾区の被保険者ではなくなった場合は、葛飾区役所2階201番 福祉総合窓口まで返還してください。郵送される場合は、下記までお送りください。

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
葛飾区役所福祉部
介護保険課資格収納係

再交付

紛失した場合などは、再交付の手続きができます。

●手続きできるところ

- ・葛飾区役所2階201番 福祉総合窓口
- ・各区民事務所(金町・亀有・新小岩・高砂・堀切・水元)の窓口

●手続きに必要なもの

- ・窓口に来られる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証や各種健康保険の資格確認書などで、写真付きでない場合は2点以上必要)
- ・窓口に来られる方が代理人の場合は委任状(被保険者本人が全て記入したものに限る)
- ・被保険者の個人番号確認書類
- ・成年後見人の場合は、登記事項証明書等、後見人であることが確認できるもの

●第2号被保険者(40～64歳で健康(医療)保険に加入している方)

加齢に伴う特定疾病(下表)により介護や支援が必要と認定された場合に、サービスを利用できます。被保険者証は、要介護・要支援の認定を受けた場合に交付されます。

特 定 疾 病

※加齢との関係があり、要支援・要介護状態の原因となる障がいを引き起こす疾病



- | | |
|---|---|
| <p>①がん
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)</p> <p>②関節リウマチ</p> <p>③筋萎縮性側索硬化症</p> <p>④後縦靱帯骨化症</p> <p>⑤骨折を伴う骨粗鬆症</p> <p>⑥初老期における認知症</p> <p>⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病</p> <p>⑧脊髄小脳変性症</p> | <p>⑨脊柱管狭窄症</p> <p>⑩早老症</p> <p>⑪多系統萎縮症</p> <p>⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</p> <p>⑬脳血管疾患</p> <p>⑭閉塞性動脈硬化症</p> <p>⑮慢性閉塞性肺疾患</p> <p>⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p> |
|---|---|

住所地特例対象施設について

- 葛飾区から区外の住所地特例対象施設に入所した方は、転出後も葛飾区の介護保険の被保険者となります。(引き続き葛飾区の介護保険に加入します。)
- 他の区市町村から区内の住所地特例対象施設に入所した場合は、葛飾区に住民登録しても、引き続き元の区市町村の介護保険の被保険者となります。

適用除外施設について
介護保険の被保険者本人が介護保険法施行令に定める施設(障害者支援施設など)に入所する場合や、施設から退所する場合は、被保険者資格の取得・喪失を伴うため、介護保険課へ届出が必要になります。対象となる施設など詳しくは介護保険課までお問い合わせください。

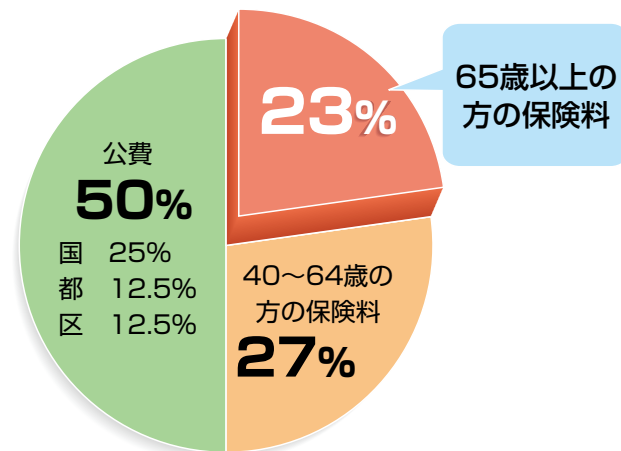
社会全体で介護保険の財源を支えています

保険料は大切な財源です

介護保険の財源は、40歳以上のみなさまが納める保険料と国・都・区からの公費（税金）でそれぞれ半分ずつ負担して運営されています。

保険料は大切な財源です。ご自身やご家族に介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを利用することができるよう、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担は除く）



※令和6～8年度（2024～2026年度）の割合です。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

介護保険制度を適正に運営するため、保険料の見直しを3年ごとに行っています。

決め方

65歳以上の方の令和6～8年度（2024～2026年度）の保険料は、3年間に必要な介護サービス費用をまかなうために算出された基準額をもとに、住民税の課税状況や合計所得金額により決定しています。

基準額
（年額）

$$\text{基準額（年額）} = \text{葛飾区に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{葛飾区に住む65歳以上の方の人数}$$

葛飾区の保険料の基準額82,320円（年額）

所得段階別 介護保険料年額表（基準額：82,320円）

所得段階	対象となる方	年額保険料	基準額との比率
第1段階	下記①～③のいずれか ①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者 ^(※1) で住民税世帯 ^(※2) 非課税 ③住民税世帯 ^(※2) 非課税で、合計所得金額 ^(※3,4) ＋課税年金収入額 ^(※5) が80万9千円以下	^(※6) 18,933円	^(※6) 0.23
第2段階	^(※2) 世帯全員が住民税非課税 合計所得金額 ^(※3,4) ＋課税年金収入額 ^(※5) が80万9千円超120万円以下	^(※6) 27,165円	^(※6) 0.33
第3段階	合計所得金額 ^(※3,4) ＋課税年金収入額 ^(※5) が120万円超	^(※6) 55,977円	^(※6) 0.68
第4段階	本人が住民税非課税で世帯 ^(※2) に住民税課税者がいる 合計所得金額 ^(※3,4) ＋課税年金収入額 ^(※5) が80万9千円以下	74,088円	0.90
第5段階	合計所得金額 ^(※3,4) ＋課税年金収入額 ^(※5) が80万9千円超	82,320円	1.00
第6段階	本人が住民税課税	合計所得金額 ^(※3) が125万円未満	90,552円 1.10
第7段階		合計所得金額 ^(※3) が125万円以上200万円未満	107,016円 1.30
第8段階		合計所得金額 ^(※3) が200万円以上300万円未満	135,828円 1.65
第9段階		合計所得金額 ^(※3) が300万円以上500万円未満	152,292円 1.85
第10段階		合計所得金額 ^(※3) が500万円以上800万円未満	189,336円 2.30
第11段階		合計所得金額 ^(※3) が800万円以上1,100万円未満	218,148円 2.65
第12段階		合計所得金額 ^(※3) が1,100万円以上1,500万円未満	242,844円 2.95
第13段階		合計所得金額 ^(※3) が1,500万円以上2,000万円未満	263,424円 3.20
第14段階		合計所得金額 ^(※3) が2,000万円以上2,500万円未満	288,120円 3.50
第15段階		合計所得金額 ^(※3) が2,500万円以上3,000万円未満	312,816円 3.80
第16段階		合計所得金額 ^(※3) が3,000万円以上3,500万円未満	316,932円 3.85
第17段階		合計所得金額 ^(※3) が3,500万円以上	321,048円 3.90

※1 老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた方などで、国民年金発足当時すでに高齢であったため、老齢年金や通算老齢年金を受け取る資格を満たすことができない方を救済するための制度です。

※2 保険料計算での「世帯」は、賦課期日時点であり、原則としてその年度の4月1日の住民基本台帳の世帯状況です。ただし、転入や年齢到達など年度の途中で葛飾区の第1号被保険者になられた場合は、第1号被保険者となられた日が保険料計算の基準日となります。

※3 合計所得金額とは、収入金額から必要経費などを控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。株式譲渡所得など、分離課税の所得金額を含み、雑損失や繰越控除は含みません。ただし、土地・建物の譲渡所得については特別控除後の金額が適用され、第1～5段階の方については公的年金等に係る雑所得が合計所得金額から控除されています。

※4 第1～5段階において合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（ただし、所得金額調整控除前の額）から10万円を控除した額（控除後の金額が0円を下回る場合は0円）を用います。

※5 課税年金収入額とは、公的年金等の収入金額（障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く公的年金の受給額総額）を指します。

※6 第1所得段階から第3所得段階までの「年額保険料」と「基準額との比率」は、公費による保険料負担軽減後のものです。保険料負担軽減前の第1所得段階の「年額保険料」は32,928円、「基準額との比率」は0.40、第2所得段階の「年額保険料」は43,629円、「基準額との比率」は0.53、第3所得段階の「年額保険料」は56,389円、「基準額との比率」は0.685です。なお、公費による保険料負担軽減の適用にあたっての手続きは不要です。

介護保険料は、介護給付（サービス）の状況により3年に一度見直しが行われます。
上記保険料額は、令和6～8年度（2024～2026年度）の保険料です。

※第1～5段階の対象となる方は、介護保険法施行令の改正により、変更となる場合があります。

納め方

保険料は65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月）の分から、医療保険とは別に葛飾区へ納めていただきます。
 保険料の納め方は、年金の受給額等により2つの方法に分かれます。
 介護保険法の定めにより、ご自身で納め方を選ぶことはできません。
 〈介護保険法第131条・第135条〉

問合せ先 介護保険課 資格収納係 03-5654-8249

特別徴収

年金が 年額18万円以上の方 ➡ **年金天引きによるお支払い**

年金の定期支払い（年6回）の際、年金から介護保険料が天引きされます。

年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
-------	----	----	----	-----	-----	----

●特別徴収の対象となる公的年金

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金など

●保険料の仮徴収（4月、6月、8月）

前年度から継続して特別徴収で納めている方は、4・6・8月は前年度（2月）と同じ段階の保険料を納め（仮徴収）、10・12・2月の保険料については、決定した新年度の保険料額から仮徴収で納めた分を除いて計算しますので、年度の途中で金額が変わる場合があります。

※8月については、所得の状況等で変わることがあります。

●下記に該当する場合、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書等で納めていただく場合があります。

※日本年金機構の準備が整い次第（おおむね6か月～1年）、自動的に特別徴収が開始されます。

- ①65歳（第1号被保険者）になったばかりの方
- ②他の区市町村から転入した場合
- ③年度途中で年金の受給が始まった場合
- ④収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- ⑤年金が一時差止めになった場合
- ⑥年金を担保として貸付を受けている場合 ……など

普通徴収

年金が 年額18万円未満の方 ➡ **口座振替・納付書によるお支払い**

年間保険料（4月分～翌年3月分）を6月～翌年3月の10回に分けて口座振替または納付書で、原則として各月の末日（ただし、末日が休日などの場合は翌営業日）までに、金融機関やコンビニエンスストアなどを通じて納めます。スマートフォンアプリ決済もご利用いただけます。詳しくは区のホームページをご確認ください。

保険料納付は
口座振替が
便利です



～口座振替のお申込み方法～

①口座振替依頼書によるお申込み

（配布場所）区内の金融機関、介護保険課、区民事務所、区民サービスコーナー
 ※必要事項を記入し、金融機関届出印を押印の上、郵送または窓口までお持ちください。

②キャッシュカードによるお申込み

口座名義人ご本人の手続きによりキャッシュカードでお申込みができます。（代理人カード、ICチップのみのカードなど一部利用できないカードあり）
 （受付窓口）介護保険課、区民事務所

※ご利用可能な金融機関については、収納対策課収納対策係（03-5654-8186）までお問い合わせください。

＜口座振替について＞



区ホームページ↑

保険料を納めないでいると…

保険料を納めていない状態が続くと、滞納した期間に応じて、介護保険サービスの給付が制限される場合があります。また、財産などの差押えを受けることがあります。ご自身やご家族のためにも、保険料は納め忘れのないようにしましょう。

納期限から
1年以上
滞納すると

サービス利用時に、費用の全額を利用者がいったん自己負担し、利用者からの申請により後で保険給付分（利用者負担分を除く費用）が支払われること（償還払い）になります。



納期限から
1年6か月以上
滞納すると

サービス利用時に、費用の全額を利用者が負担します。保険給付の申請後も、払戻しが一時差止めになり、滞納した分を差し引いた額が払戻しになります。



納期限から
2年以上
滞納すると

サービス利用時の利用者負担が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費等の給付が受けられなくなります。

●収納推進員が訪問します

保険料未納世帯には、収納推進員が直接訪問することがあります。

●納付案内の電話をします

保険料未納の方には、納め忘れなどを早期に解消していただくために、介護保険課から納付案内の電話をすることがあります。

保険料のお支払いが困難な場合は、ご相談ください

■保険料の納付相談

滞納してしまった保険料を一括で納付することが困難な場合、納付方法のご相談をお受けします。また、外出が困難な方の納付方法についてもご相談いただけます。まずは担当窓口までお問い合わせください。

■保険料の減免・徴収猶予制度

災害など特別な事情があり、納付が困難と認められたときは、保険料の減免や徴収の猶予を一時的に受けられる場合もありますので、ご相談ください。

問合せ先 介護保険課 資格収納係 ☎03-5654-8249

介護保険Q & A

Q 介護サービスを利用しなくても、保険料を納めなければなりませんか？

A 介護保険は、介護の不安や負担を社会全体で支える制度です。

国籍を問わず日本国内に住む40歳以上の方は、原則として年齢到達と同時に、介護保険の被保険者となります。介護保険法により加入が義務づけられており〈介護保険法第9条、第10条〉、個人の意思で脱退することはできません。医療保険と同様、万に備えた制度なので、今は介護が必要でなくても、相互扶助の理念に基づき保険料の負担が発生します。

40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

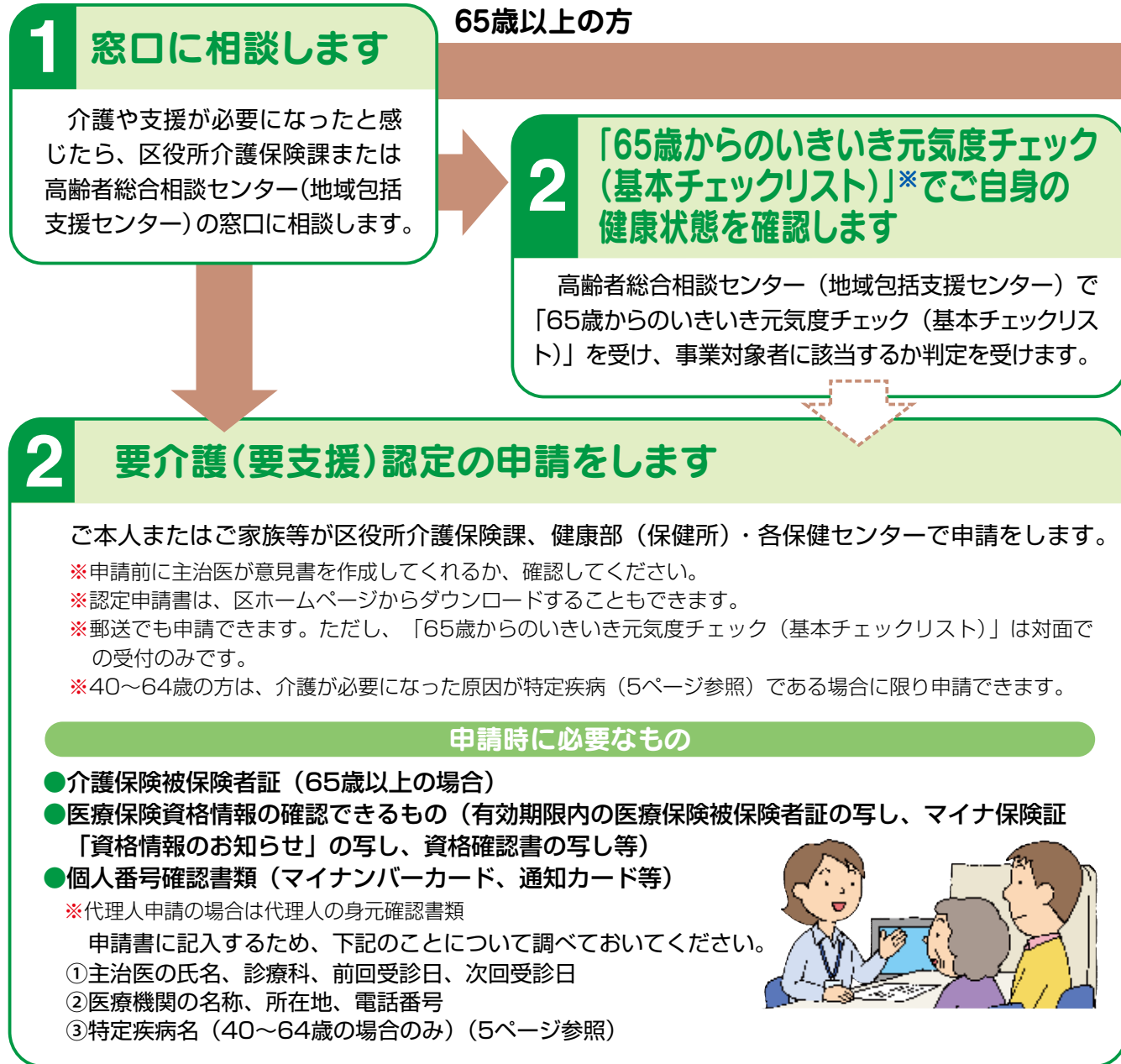
40～64歳の方の介護保険料は、加入している健康（医療）保険の算定方法により決められます。健康（医療）保険料と一括して納めます。

計算方法などは、加入している健康（医療）保険者にお問い合わせください。葛飾区の国民健康保険に加入している方は下記にお問い合わせください。

国保年金課 資格係 電話 03-5654-8210

介護サービス利用の手続き

サービスを利用するためには、区に申請をして「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになります。

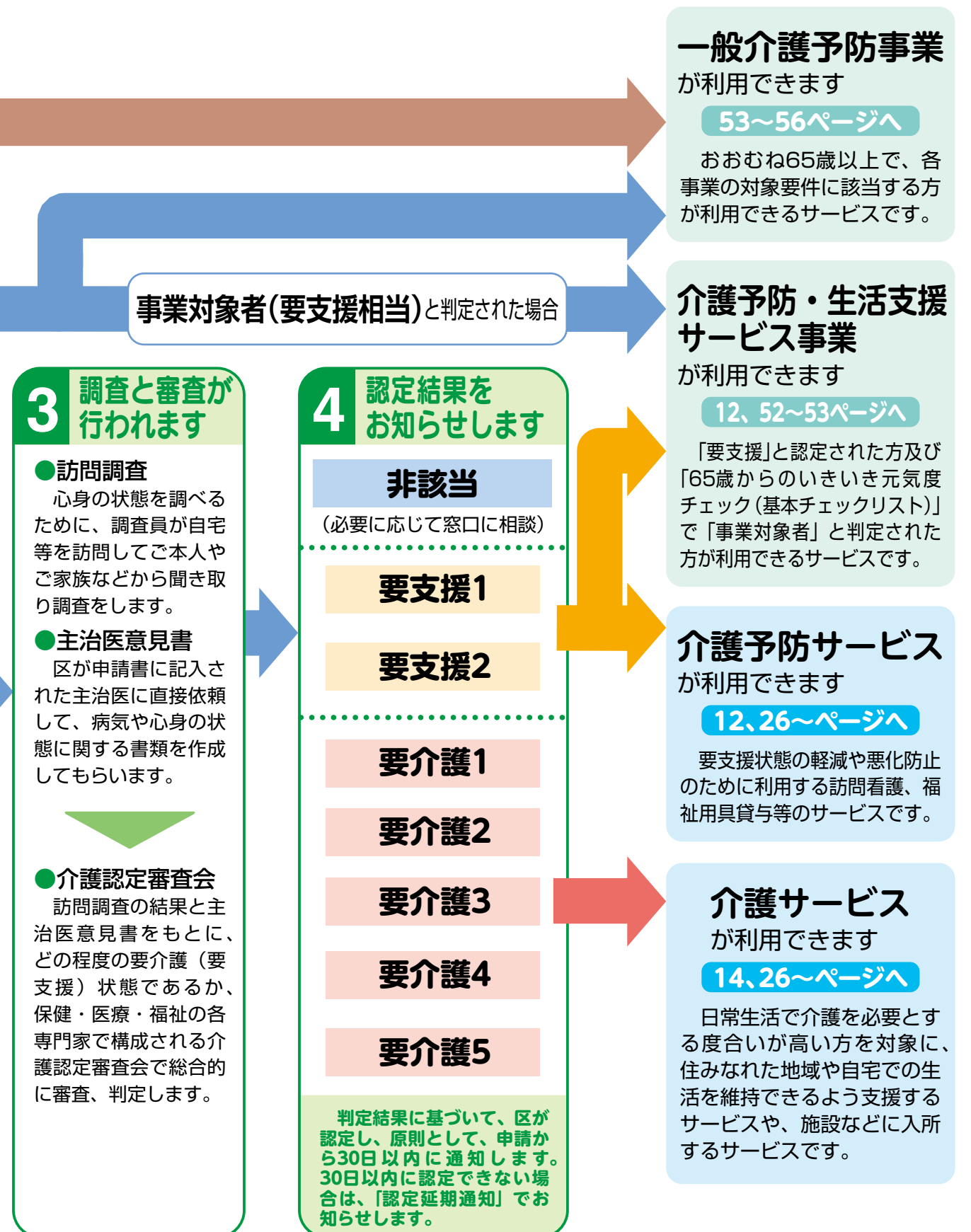


認定調査を受けるときのポイント

- ①生活の場で調査を行います。入院中の場合は病院、入所中は施設で行います。
- ②発熱時や入退院、転院または手術前など、状態が安定しない状況では調査はできません（目安として、入院や手術後1週間以上経過し、ご本人の状態が安定してから行います）。
- ③日頃の状況を聞き取ります（概ね調査日から過去1週間）。
- ④より正確な調査を行うため、ご家族など日頃の状況を知っている介護者の立ち会いをお願いします。
- ⑤認知症状など、ご本人の前では話しにくい場合は、調査員が日程調整の連絡をしたときなどに、そのことを伝えてください。

※「65歳からのいきいき元気度チェック（基本チェックリスト）」とは

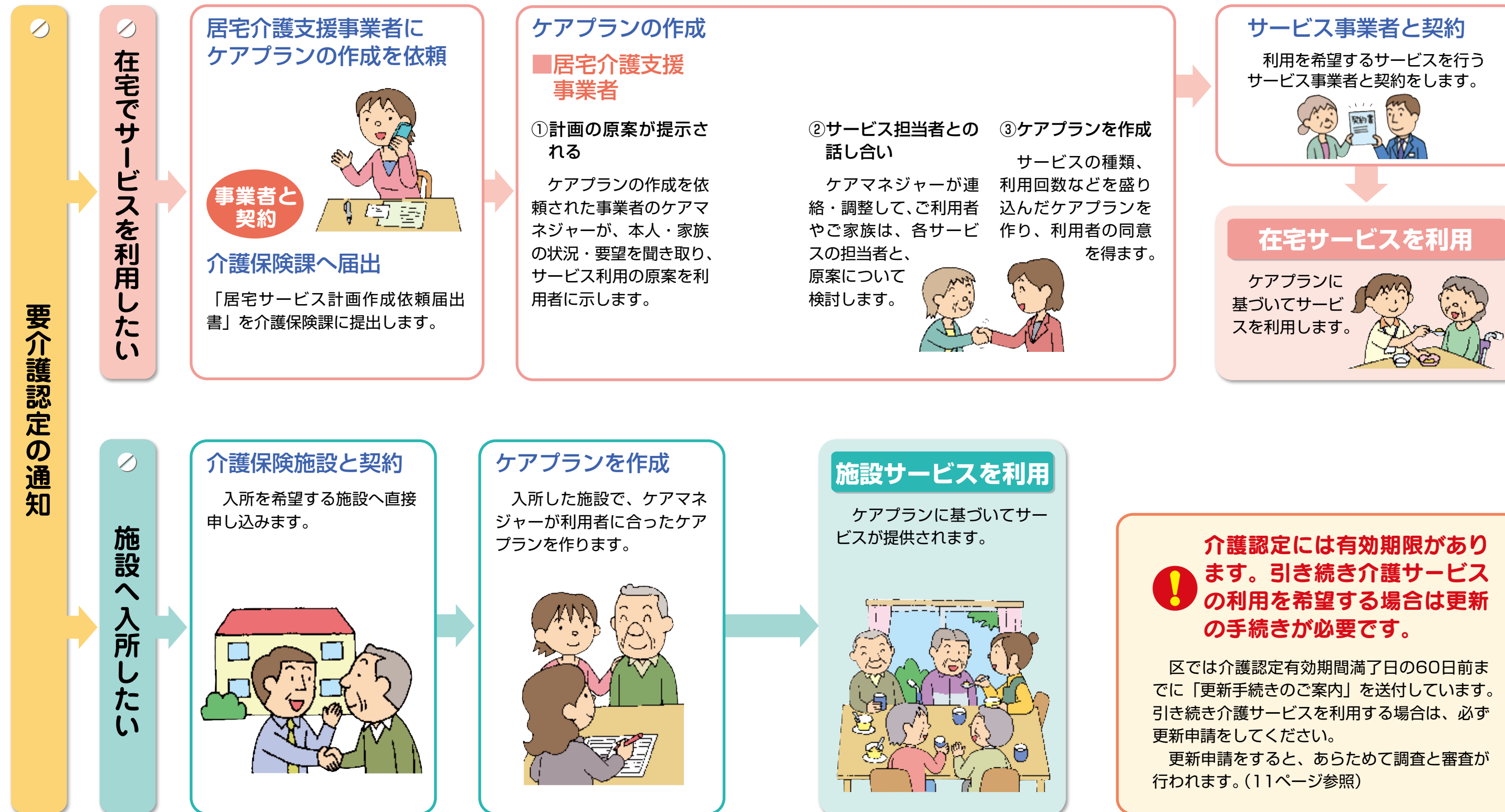
厚生労働省の定めた25の質問項目により、生活機能（体や精神の働きのほか、家事や家庭での日常生活動作や社会での役割などのこと）の低下を調べ、介護予防・生活支援サービス事業の「事業対象者」に該当するかを判定するものです（50～51ページ参照）。



要介護1～5と認定された場合

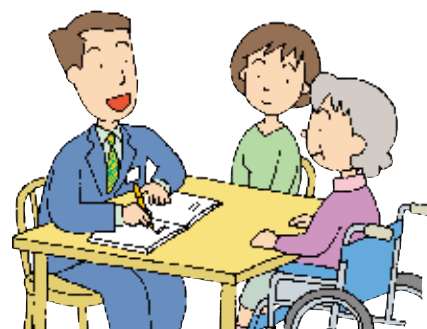
居宅介護支援事業者と契約してケアプランを作成し、利用者はケアプランに基づいた「介護サービス」を利用します。手続きの流れは以下のようになっています。

※ケアプランの作成は全額が保険給付となり、自己負担はありません。



ケアプラン作成には積極的に参加を

ケアプランは「こんなことをしたい」「こんな日常生活を送りたい」といった「自分らしさ」を大切にするライフスタイル確立の基本です。希望や目標を明確にし、疑問や不安は率直にケアマネジャーなどに質問して、ご利用者本人やご家族にとって本当に必要なケアプラン作成を目指しましょう。



ケアプラン作成時のチェックポイント

- ☐ 希望するサービスが組み込まれ、その回数や期間に満足できるか？
- ☐ 必要でないと思われるサービスが組み込まれていないか？
- ☐ 日常生活でのご本人の不安やご家族の負担が軽減されそうか？
- ☐ サービス量が多すぎて、逆にご本人の自立を阻害することにならないか？
- ☐ 段階に応じて自立を促す目標設定が考慮されたプランか？
- ☐ 保険外の費用を含めて、自己負担は予算内でおさまっているか？

〈サービス利用の一例〉

「要支援」と
認定された方の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
午後							
福祉用具貸与：手すり（工事をとまなわないもの）							

「要介護」と
認定された方の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護		訪問入浴	通所介護		訪問介護	
午後	訪問介護		訪問介護	通所介護		訪問介護	
福祉用具貸与：特殊寝台・車いす 短期入所（月8日）							

（注）このようなサービスを選ばなければいけないというものではありません。

認知症について正しい知識をもちましょう

もの忘れが気になりはじめたら、そのまま放置せず、まず受診しましょう

認知症は、がんや糖尿病・肺炎などと同じように病気の種類です。早期発見・早期対応が重要です。



- ①治療で改善できる認知症もあります。
- ②進行を遅らせることが可能な認知症もあります。
- ③より早い相談や支援サービスの利用につながります。
- ④記憶や意思が明確なうちに本人・家族の生活について備えることができます。

「普通のもの忘れ」と「認知症によるもの忘れ」の違い

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなって記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態です。通常の老化による衰えとは違います。

普通のもの忘れ

- 体験や出来事の一部を忘れるが、体験のほかの記憶から、忘れた部分を思い出すことができる。
- もの忘れをしている自覚がある。
- 時間・場所や人物までわからなくなることはない。



▶日常生活に大きな支障は出ない

認知症によるもの忘れ

- 体験や出来事のすべてを忘れてしまうため、ヒントがあっても、思い出すことができない。
- もの忘れをしている自覚がない。
- 時間・場所や人物までわからなくなることがある。



▶日常生活に支障が出る

知っておきたい4大認知症の特徴

アルツハイマー型認知症

いちばん多い認知症で約70%を占める。脳の全般的な機能低下が少しずつ進行する。早期発見と治療で進行を遅らせることができる。

レビー小体型認知症

手足のふるえ、筋肉の硬直などが起こりやすい。また、実際には存在しないものが見える幻視などの幻覚症状も特徴。

脳血管性認知症

脳梗塞や脳出血など脳血管障害のあとに発症する。高血圧や糖尿病など生活習慣病の原因となる病気に注意が必要。

前頭側頭型認知症

前頭葉を中心に障害を受けることで、がまんや思いやりなどの社会性を失ってしまう。自分の行動を抑制できず「わが道を行く」行動をとることが特徴。

事業者を選ぶときの 注意点

納得のいくサービスを受けるために、よりよい事業者を選ぶことが重要です。

ケアマネジャーを選ぶときや介護サービスを利用するときのポイントをまとめましたので参考にしてください。

ケアマネジャーを選ぶときのチェックポイント

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、居宅介護支援事業所等にいる、介護等について幅広い知識を持つ専門家です。ケアプランの作成や、行政、介護サービス提供事業者等との連絡調整のほか、介護を必要とする人や家族の相談に応じたアドバイスをします。介護保険を利用するには欠かせない役割の人です。適切なケアプランを作成し、自分に合ったサービスを受けるため、選ぶときは次のような点に注意しましょう。



1 居宅介護支援事業者と契約する前に

- ☐ サービスの種類や内容、利用の仕方、利用料などをパンフレット等で、わかりやすく説明してくれましたか。
- ☐ 関連する区の福祉サービスやボランティア活動などによる支援について説明がありましたか。
- ☐ 居宅介護支援事業者との契約に関する重要事項説明書を受け取りましたか。
- ☐ 契約をやめるとき、いつまでにどうすればよいのか、説明がありましたか。

2 ケアプランを作成するとき

- ☐ あなたの自宅を訪問し、困っていることや療養上の問題、生活全般の様子、希望や考えを聞いてくれましたか。
- ☐ どのような課題（ニーズ）があるか、あなたや、あなたの家族と相談・検討してくれましたか。
- ☐ ケアプラン作成にあたり、自己負担額などの料金について、わかりやすく説明してくれましたか。

3 サービスの利用を開始してから

- ☐ 少なくとも1月に1回（要支援1・2の場合は3月に1回）はあなたのお宅を訪問し、あなたや家族に面会して、様子を確認してくれますか。
- ☐ サービスを利用中、困っていることが解決しなかった場合、ケアプランを見直してくれましたか。
- ☐ サービス提供事業者への不満や苦情の相談にのってくれましたか。また、事業者変更などにもきちんに対応してくれましたか。

サービス提供事業者を選ぶときのチェックポイント

介護保険では、利用者はサービス提供事業者を選ぶことができます。ケアマネジャーが提案する事業者であっても、自分に合っているとは限りません。できるだけ利用者の視点から情報収集をしましょう。通所系のサービスを利用する場合は、見学させてもらうと安心です。なお、サービスは事業者との契約に基づいて提供されます。そのため、契約内容をよく確認することが大切です。



1 サービス提供事業者と契約する前に

重要事項説明書などにより、わかりやすく説明してもらいましょう。

- ☐ あなたが利用したい曜日や時間に、サービスを受けられますか。
- ☐ 利用する日を変更したいとき、どのようにしたら変更できるのか説明はありましたか。
- ☐ 訪問介護の場合、担当しているホームヘルパーを替えたいときに、希望を聞いてもらえますか。
- ☐ 利用料金やキャンセル料の金額と、その支払い方法について説明はありましたか。
- ☐ あなたからの苦情や相談、意見を受け付ける担当者は誰なのか、説明はありましたか。
- ☐ 事故があった場合の対応や損害賠償について、説明はありましたか。
- ☐ 契約をやめるとき、いつまでに、どうすればよいのか説明はありましたか。
- ☐ 確認事項は口約束ではなく、書面にして説明はありましたか。

2 サービスの利用を開始してから ※訪問介護の例

- ☐ あなたが利用する訪問介護計画書をもらいましたか。
- ☐ 訪問介護などの場合、時間や内容は約束どおりに行われていますか。
- ☐ 訪問介護の計画を変えてほしいときや、急な出来事が起こったときの対応はよかったですか。
- ☐ 契約のときに説明のなかった支払いや、サービスの押し付けはありませんでしたか。
- ☐ プライバシーは守られていますか。
- ☐ 苦情や事故があった場合に、十分な説明、適切な対応がとられましたか。

Q&A 上手に介護サービスを 活用するために

Q 何でもホームヘルパーに頼んでよいのですか？

A 介護保険のホームヘルパーは、家政婦ではありません。家族分の食事の準備など、直接本人の援助に該当しないサービスや日常生活の援助の範囲を超えるサービスは受けられません。詳しくは24～25ページをご参照ください。また、入院時や外出時など、ご本人が不在の場合には、訪問介護は利用できませんので、ご注意ください。



Q 外出介助の範囲は、どこまでお願いできるのですか？

A 訪問介護は、あくまでも居宅で行われることが原則です。そのため、外出介助は例外的なサービスと言えます。外出介助として適切なものは、利用者の日常生活上必要性が認められる援助で、通院の介助や生活必需品の買い物などです。美術館、カラオケなどは、利用者の日常生活の援助の範囲を超え、趣味趣向にかかわるものとして不適切であるとされています。



適切・不適切な外出介助サービスの例

● 適切なサービス

- 通所介護事業所や介護保険施設の見学
- 日常生活用品の買出し ● 官公署への届け出

● 不適切なサービス

- 日常生活品以外の買い物 ● ドライブ ● パチンコ ● 観劇 ● 冠婚葬祭
- お祭りなど地域の行事への参加 ● 外食

Q リハビリは、誰にお願いすればよいのですか？

A リハビリは医療行為のため、ホームヘルパーにお願いすることはできません。リハビリの専門職の人をお願いします。

介護サービスでリハビリが行えるのは、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所です。ケアマネジャーと相談してみましょう。

主にリハビリを行う専門職

● 理学療法士 (P.T.)

身体に障がいがある方に対して、運動療法による筋力、関節可動域、協調性といった身体機能および温熱、水などの物理療法による疼痛、循環などの改善を図ります。

● 作業療法士 (O.T.)

身体または精神に障がいがある方に対して、その主体的な活動の獲得を図るため、諸機能の回復、維持および開発を促す作業活動を用いて治療、指導および援助を行います。

● 言語聴覚士 (S.T.)

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある方の機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、助言、指導などを行います。

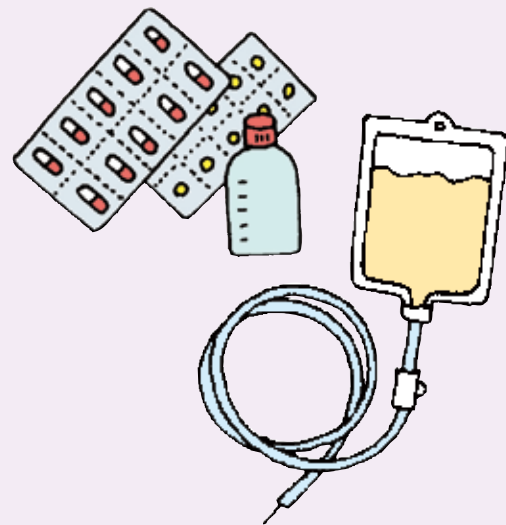


Q 医療行為にあたることをホームヘルパーに頼めますか？

A 医療行為にあたることはホームヘルパーには頼めませんので、訪問介護ではなく、主治医の指示のもとに訪問看護を利用することになります。

●医療行為にあたるもの

血圧測定※1、浣腸※1、服薬管理、外用薬の湿布※1、吸入、排痰ケア※2、床ずれの処置、人工肛門の処置、経管栄養の管理※2、吸引、食事療法の指導、導尿、膀胱洗浄、気管カニューレ交換、気管切開患者の管理指導、留置カテーテルの管理、在宅酸素療法の管理指導、点滴・中心静脈栄養法の管理、ドレーンの管理指導、人工呼吸器装着患者の管理指導、腹膜灌流療法の管理指導、その他



※1の行為は、医師等による専門的な管理が必要でない場合に一定の条件のもと、訪問介護で利用できる場合があります。

※2の行為は、医師の指示や看護師等との連携による安全確保が図られているほか、都道府県等が行う研修を修了し、痰の吸引等に関する知識や技能を修得した介護職員が行うなど、一定の条件のもと、訪問介護で利用できる場合があります。

Q 入院中に介護サービスを利用できますか？

A 入院中に介護サービスを利用することはできません。

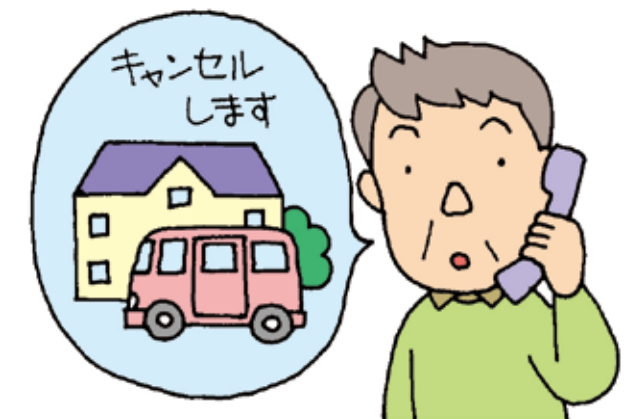
●入院のため利用しなくなった福祉用具は、借りたままにしてはいけません。

入院したら、福祉用具は事業者に戻却しましょう。入院するときや、利用しなくなったときは、必ずケアマネジャーに伝えましょう。



Q 予定していた介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセル料が発生するのですか？

A キャンセル料が発生するかは事業者によって異なります。事業者との契約書、重要事項説明書等の内容を確認し、事業者から必ず事前に説明を受けましょう。



■訪問介護のサービスとして

利用できるもの

利用できないもの

不必要・不適切なサービスを受けていませんか？

こんなサービスが利用できます

サービス
内容を
再
確認

身体介護

食事、入浴、排せつなどの生活動作ができず、介助を必要とする場合に利用できます。



食事の介助



清拭や入浴の介助



排せつの介助



身体整容・洗面の介助



着替えの介助や
体位変換



移動などの生活
動作の介助



服薬の介助



通院・外出の介助 など

生活援助

自ら家事を行うことが困難である、ひとり暮らしの方や、家族と同居していても、家族が病気などで十分な援助を受けられない場合に利用できます。



洗濯



ベッドメイク



衣服の整理・補修



掃除



生活必需品の
買い物・薬の受け取り



一般的な
食事の準備や調理

乗車・降車の介助

※要支援の方は利用不可

通院などの際の乗車・降車の介助、および乗車前・降車後の屋内外での移動の介助です。

※運賃にかかる費用は別途自己負担



このようなサービスは頼めません



来客の応接（お茶や食事の手配など）



ペットの世話

嗜好品の買い物
（酒・タバコなど）



留守番や話し相手

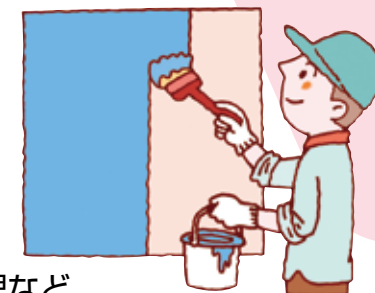


草むしりや花木の手入れ

自家用車の
洗車や清掃



家具や電気器具などの
移動・修繕



室内外の家屋の修理など

ご利用者以外のための家事

ご家族全員分の食事の準備や洗濯など、ご利用者本人以外の家族のための家事のほか、大掃除や部屋のもよう替えなど、日常的な家事の範囲を超えるものについては、介護保険は利用できません。

金銭・貴重品の取り扱い

預貯金の引き出しや年金の受け取りなど、ホームヘルパーに金銭や貴重品の取り扱いを頼むことはできません。トラブルの原因ともなりかねないので、現金や通帳などはご本人またはご家族が管理しましょう。



医療行為

ホームヘルパーによる医療行為は原則として認められていません。お住まいの地域の訪問看護サービスなどをご利用ください。

※医療行為は、主治医の指示のもとに訪問看護を利用しましょう。（28ページ参照）



介護サービスの種類

※各サービスの「費用のめやす」は基本額です。実際の利用料金には、各種の加算が加わります。

●費用のめやすは変更となる可能性があります。



在宅サービス

日常生活の手助け

■ 訪問介護



- 入浴やトイレに行くのに手を貸してほしい
- 買い物や洗濯、掃除などが十分にできない



要支援 1・2 訪問型サービス (総合事業)

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の支援として、身体介護や家事援助を行うサービスです。

※区の研修を受けた「生活介護員」が家事援助を提供する場合があります。

※訪問型サービスの詳細は、52ページを参照。



要介護 1～5

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗車・降車等介助も利用できます。

※「生活援助」については、同居のご家族がいる場合は、原則としてご利用できませんが、状況によってはご利用できる場合がありますので、担当のケアマネジャーへご相談ください。

●費用のめやす (1回につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

身体介護	20分未満	1,858円 (186円)
	20分以上 30分未満	2,781円 (279円)
	30分以上 1時間未満	4,411円 (442円)
	1時間以上 以降30分ごとに	6,463円 (647円) 934円 (94円)
生活援助	20分以上 45分未満	2,040円 (204円)
	45分以上	2,508円 (251円)

※早朝・夜間・深夜などは加算があります。

乗車・降車等介助 (1回)	1,105円 (111円)
---------------	---------------

※移送にかかる費用は利用者負担となります。

自宅で入浴

■ 訪問入浴介護



- 自宅や施設などでの入浴ができない
- ひとりではお風呂に入れない



要支援 1・2 介護予防訪問入浴介護

疾病等により自宅浴室や通所介護などにおける入浴が困難な場合に、自宅に浴槽を持ち込んで、入浴のサービスを行います。

●費用のめやす (1回につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

全身入浴	9,758円 (976円)
------	---------------

要介護 1～5

自宅浴室や通所介護などにおける入浴が困難な場合に、自宅に浴槽を持ち込んで、入浴のサービスを行います。

●費用のめやす (1回につき)
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

全身入浴	14,432円 (1,444円)
------	------------------

自宅でリハビリ

■ 訪問リハビリテーション



- 自宅でリハビリを続けていきたい
- ご自身やご家族ではリハビリができない

要支援 1・2 介護予防訪問リハビリテーション

居宅での機能訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。



●費用のめやす
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

1回につき	3,307円 (331円)
-------	---------------

要介護 1～5

居宅での機能訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。



●費用のめやす
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

1回につき	3,418円 (342円)
-------	---------------

医師の指導のもとでの助言や管理

■ 居宅療養管理指導



- 通院が困難なので自宅で療養上の指導を受けたい
- 歯や入れ歯のチェックをしてほしい

※医師や歯科医師による居宅療養管理指導は、訪問診療または往診を行った同じ日に適用されます。

要支援 1・2

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)
同一建物居住者1人に対して行う場合

医師による指導	5,150円(515円) (1か月2回まで)
---------	---------------------------

要介護 1～5

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。



- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)
同一建物居住者1人に対して行う場合

医師による指導	5,150円(515円) (1か月2回まで)
---------	---------------------------

■ 訪問看護



- 病気などで外出がむずかしい
- 床ずれの手当てをしてほしい
- 経管栄養や点滴の管理などをしてほしい



要支援 1・2

介護予防訪問看護

疾患等を抱えて外出が困難な方について、看護師が居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助を行います。

- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)

訪問看護ステーションから(30分未満)	5,141円(515円)
病院または診療所から(30分未満)	4,354円(436円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

要介護 1～5

疾患等を抱えている方について、看護師が居宅を訪問して、療養上のお世話や診療の補助を行います。

- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)

訪問看護ステーションから(30分未満)	5,369円(537円)
病院または診療所から(30分未満)	4,548円(455円)

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%加算。緊急時訪問加算、特別な管理を必要とする場合などの加算があります。

施設に通う

■ 通所介護(デイサービス)



- 施設に通って閉じこもりなどを予防したい
- ご自身でできることを増やしたい
- 施設に通って介護を受けたい



要支援 1・2

通所型サービス(総合事業)

通所介護施設などで、介護予防を目的とした機能回復訓練、生活機能向上訓練など日常生活の支援が受けられます。

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)との併用はできません。

※通所型サービスの詳細は、52ページを参照。

要介護 1～5

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りでを行います。

- 費用のめやす(1回につき)
()内は利用者負担(1割負担の場合)
通常規模の事業所の場合
(7時間以上8時間未満の場合)※送迎を含む

要介護1	7,172円(718円)
要介護2	8,469円(847円)
要介護3	9,810円(981円)
要介護4	11,150円(1,115円)
要介護5	12,513円(1,252円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

平成28年4月より、定員18名以下の通所介護(療養通所介護を含む)は「地域密着型通所介護」(33ページ参照)となり、事業所がある区市町村の居住者が対象となりました。



施設に通う

■ 通所リハビリテーション（デイケア）



- 施設に通ってリハビリを受けたい
- ご自身でできることを増やしたい

要支援 1・2 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行います。

●費用のめやす（1か月につき）

（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）

共通的服务 ※送迎、入浴を含む

要支援1	25,174円 (2,518円)
要支援2	46,930円 (4,693円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。
※選択的服务は施設によって、メニューが異なります。

要介護 1～5

介護老人保健施設や医療機関等で、食事、入浴などの日常生活上の介護やリハビリテーションを、日帰りで行います。

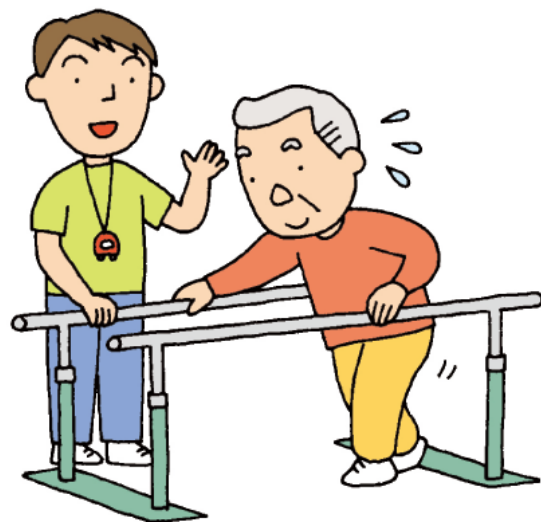
●費用のめやす（1回につき）

（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）

7時間以上8時間未満の場合 ※送迎を含む

要介護1	8,458円 (846円)
要介護2	10,023円 (1,003円)
要介護3	11,610円 (1,161円)
要介護4	13,486円 (1,349円)
要介護5	15,306円 (1,531円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。



施設に入って利用するサービス

■ 特定施設入居者生活介護



- 有料老人ホームなどで介護（予防）サービスを利用したい

要支援 1・2 介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している、要支援の認定を受けた方が、介護予防を目的とした日常生活上の支援を受けます。

●費用のめやす（1日につき）

（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）

要支援1	1,994円 (200円)
要支援2	3,411円 (342円)

要介護 1～5

有料老人ホーム等に入居している、要介護の認定を受けた方が、日常生活上の介護を受けます。

●費用のめやす（1日につき）

（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）

要介護1	5,907円 (591円)
要介護2	6,638円 (664円)
要介護3	7,401円 (741円)
要介護4	8,109円 (811円)
要介護5	8,861円 (887円)



施設に入って利用するサービス



■ 短期入所生活介護（ショートステイ）

● **どんなとき？** ● ご家族が病気などの理由でご家庭で介護ができない

要支援 1・2

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

● **費用のめやす（1日につき）**
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
特別養護老人ホーム（併設型・多床室）の場合

要支援1	5,006円 (501円)
要支援2	6,227円 (623円)

※宿泊費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

要介護 1～5

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の介護や機能訓練などが受けられます。

● **費用のめやす（1日につき）**
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
特別養護老人ホーム（併設型・多床室）の場合

要介護1	6,693円 (670円)
要介護2	7,459円 (746円)
要介護3	8,269円 (827円)
要介護4	9,046円 (905円)
要介護5	9,812円 (982円)

※宿泊費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

■ 短期入所療養介護（ショートステイ）

● **どんなとき？** ● ご家族が病気などの理由でご家庭で療養介護ができない

要支援 1・2

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



● **費用のめやす（1日につき）**
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
介護老人保健施設（多床室）の場合

要支援1	6,681円 (669円)
要支援2	8,436円 (844円)

※宿泊費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

要介護 1～5

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の介護や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

● **費用のめやす（1日につき）**
（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
介護老人保健施設（多床室）の場合

要介護1	9,047円 (905円)
要介護2	9,592円 (960円)
要介護3	10,289円 (1,029円)
要介護4	10,867円 (1,087円)
要介護5	11,466円 (1,147円)

※宿泊費、食費、日常生活費は別途自己負担となります。

短期入所サービスを利用するときの注意点

短期入所サービスは、あくまで在宅生活の継続のために利用するサービスです。利用できる日数に制限がありますので注意してください。

- 短期入所サービスの連続した利用は30日までとなります。
- 連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サービスの利用日数は、合計の利用日数が要支援認定・要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとします。やむを得ない事情があり半数を超えて利用する場合は、事前に葛飾区の承認を受ける必要があります。

地域密着型のサービス

住み慣れたご自宅や地域での生活を支えるためのサービスです。原則として、葛飾区民の方だけがご利用できます。

■ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 要介護 1～5

● **どんなとき？** ● 緊急時の対応等を含め、安心してご自宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて介護と看護を受けたい

定期的な巡回や随時の通報により訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。

通所系サービスや短期入所系サービス利用時には、サービス費が日割りで軽減されます。

このサービスをご利用中は他の訪問介護（通院等乗降介助は除く）、訪問看護及び夜間対応型訪問介護はご利用できません。

● **費用のめやす（1か月につき）**

（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
介護・看護利用

要介護1	90,584円 (9,059円)	要介護1	62,084円 (6,209円)
要介護2	141,508円 (14,151円)	要介護2	110,808円 (11,081円)
要介護3	216,007円 (21,601円)	要介護3	183,996円 (18,400円)
要介護4	266,281円 (26,629円)	要介護4	232,753円 (23,276円)
要介護5	322,597円 (32,260円)	要介護5	281,488円 (28,149円)

■ 夜間対応型訪問介護 要介護 1～5

● **どんなとき？** ● 夜間に排せつ介助や体位変換をしてほしい

夜間（22時～6時）の定期的な巡回訪問と通報（オペレーションコール）に対応する随時訪問により、排せつ介助や体位変換などの介護を行います。

● **費用のめやす（オペレーションセンターがある場合）** （ ）内は利用者負担（1割負担の場合）

基本料金（1か月）	11,274円 (1,128円)	定期巡回訪問（1回）	4,240円 (424円)
		随時訪問（1回）	6,463円 (647円)

※24時間通報に対応する場合には加算があります。

■ 地域密着型通所介護（デイサービス） 要介護 1～5

● **どんなとき？** ● 施設に通って閉じこもりなどを予防したい
● 自分でできることを増やしたい
● 施設に通って介護を受けたい

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。

● **費用のめやす（1日につき）**

（ ）内は利用者負担（1割負担の場合）
（7時間以上8時間未満の場合） ※送迎を含む

要介護1	8,207円 (821円)
要介護2	9,701円 (971円)
要介護3	11,248円 (1,125円)
要介護4	12,774円 (1,278円)
要介護5	14,300円 (1,430円)

※食費、日常生活費は別途自己負担となります。

※定員19名以上の通所介護（療養通所介護を含む）は、「通所介護」（29ページ参照）となります。

地域密着型のサービス

■ 認知症対応型通所介護

- **どんなとき?** ● 認知症に対応したケアを施設に通って受けたい

■ 要支援 1・2 介護予防認知症対応型通所介護

もの忘れがあるなど、軽度の認知症が心配される高齢者を対象に、施設への通所による認知症予防ケアを提供します。

- **費用のめやす (1回につき)**
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
単独型事業所を利用した場合
(6時間以上7時間未満) ※送迎を含む

要支援1	8,436円 (844円)
要支援2	9,446円 (945円)

※食費・日常生活費は別途自己負担となります。

■ 要介護 1～5

認知症の方を対象に専門的なケアを行います。

- **費用のめやす (1回につき)**
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
単独型事業所を利用した場合
(7時間以上8時間未満) ※送迎を含む

要介護1	11,033円 (1,104円)
要介護2	12,232円 (1,224円)
要介護3	13,431円 (1,344円)
要介護4	14,640円 (1,464円)
要介護5	15,839円 (1,584円)

※食費・日常生活費は別途自己負担となります。



■ 小規模多機能型居宅介護

- **どんなとき?** ● ご自宅で生活しながら、通いや訪問、泊まりのサービスを受けたい

■ 要支援 1・2 介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体になっている、365日24時間切れ間のないサービスです。
このサービスをご利用中は他の居宅、地域密着型サービスのご利用はできません。

- **費用のめやす (1か月につき)**
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
事業所と別の建物に居住する場合

要支援1	38,295円 (3,830円)
要支援2	77,389円 (7,739円)

※宿泊費、食費、日常生活費等は別途自己負担となります。

■ 要介護 1～5

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」の3つのサービス形態が一体になっている、365日24時間切れ間のないサービスです。
このサービスをご利用中は他の居宅、地域密着型サービスのご利用はできません。

- **費用のめやす (1か月につき)**
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
事業所と別の建物に居住する場合

要介護1	116,083円 (11,609円)
要介護2	170,607円 (17,061円)
要介護3	248,184円 (24,819円)
要介護4	273,914円 (27,392円)
要介護5	302,019円 (30,202円)

※宿泊費、食費、日常生活費等は別途自己負担となります。



地域密着型のサービス

■ 看護小規模多機能型居宅介護 要介護 1～5

- **どんなとき?** ● 医療的ケアの必要な方が通いや訪問、泊まりのサービスを受けたい

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や看護のケアが受けられます。

このサービスをご利用中は他の居宅、地域密着型サービスのご利用はできません。

- **費用のめやす (1か月につき)**
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)

事業所と別の建物に居住する場合

要介護1	138,161円 (13,817円)
要介護2	193,306円 (19,331円)
要介護3	271,739円 (27,174円)
要介護4	308,202円 (30,821円)
要介護5	348,628円 (34,863円)

※要支援1・2の人は利用できません。
※宿泊費、食費、日常生活費等は別途自己負担となります。

■ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

- **どんなとき?** ● 認知症に対応したケアを受けたい
● 家庭的な環境でケアを受けたい

■ 要支援 2 介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

もの忘れがあるなど軽度の認知症が心配される高齢者が、スタッフによるケアを受けながら共同生活するサービスです。

※要支援2の人のみが対象となります。

- **費用のめやす (1日につき)**
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
2ユニット以上の場合

要支援2	8,164円 (817円)
------	---------------

※要支援1の人は利用できません。

※家賃・食材費・光熱費等は別途自己負担となります。

■ 要介護 1～5

比較的安定した認知症の状態にある高齢者が、スタッフのケアを受けながら、共同生活するサービスです。

- **費用のめやす (1日につき)**
() 内は利用者負担 (1割負担の場合)
2ユニット以上の場合

要介護1	8,207円 (821円)
要介護2	8,589円 (859円)
要介護3	8,850円 (885円)
要介護4	9,025円 (903円)
要介護5	9,210円 (921円)

※家賃・食材費・光熱費等は別途自己負担となります。

■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 <施設に入所して利用するサービス> 原則として要介護 3～5

常時介護が必要で在宅で介護を受けることが困難な方が、30人未満の特別養護老人ホームに入所し、日常生活に必要な介護が受けられます。費用及び申し込みについては39～41ページをご覧ください。

■ 地域密着型特定施設入居者生活介護 要介護 1～5

30人未満の有料老人ホームやケアハウスに入居し、入浴、排せつ、食事などの介助や機能訓練が受けられます。費用については31ページをご覧ください。

住まいの環境を整える

住宅改修費の支給

要支援 1・2 介護予防住宅改修費の支給

要介護 1～5

●利用者負担

現住所（介護保険被保険者証に記載の住所）につき20万円を限度額とし、ご利用者がその1割、2割、または3割を負担します（限度額を超えた分は全額自己負担となります）。

いったん利用者が全額負担し、申請によって9割、8割または7割分が後から支給される償還払いと、1割、2割、または3割のみを支払う受領委任払いがあります。（下記説明参照）

※受領委任払いは、区と受領委任払い協定を締結した事業者に限ります。

対象となる住宅改修

- ①廊下、階段、浴室などへの手すり取り付け
- ②段差解消のためのスロープ設置等
- ③滑り防止、移動円滑化のための床材変更等
- ④引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

※原則、在宅の方が対象となります。

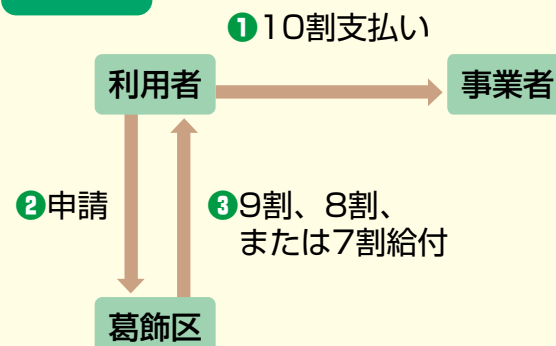
開き戸から引き戸等への扉の取り替え
（ドアノブの変更・戸車等の設置）



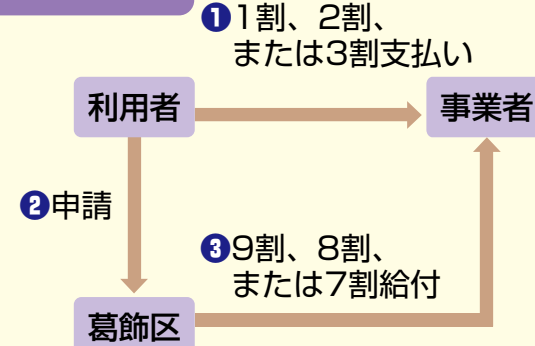
問合せ 介護保険課管理係 ☎03-5654-8246

※償還払い、受領委任払いとは…？

償還払い



受領委任払い



住宅改修の検討・申請から工事までの流れ

1 工事の内容を検討

本当に必要な改修になっているか、介護保険対象の工事か、費用は確保できるか等、ご家族やケアマネジャーなどの専門家に相談しましょう。

- ※業者に勧められるままに工事を行ってしまうと、ご自分に合った改修ができないこともありますので、じっくり検討しましょう。
- ※介護保険に便乗した過剰な改修工事に注意しましょう。
- ※工事費用が適正価格か、複数の工事業者から見積を取ってみましょう。

2 住宅改修費の支給申請（工事前）

必ず工事前に、介護保険課に申請して、審査を受けてください。

提出書類

- 申請書
- 住宅改修理由書（ケアマネジャー等に作成してもらいます）
- 工事費見積書（工事内訳が詳しくわかるもの）
- 工事予定箇所が確認できる図面
- 工事予定箇所の写真（日付入り）
- 住宅の所有者の承諾書（賃貸住宅の場合等）

3 工事の実施

事前申請内容を審査後、介護保険課から「事前審査確認書」を送付します。工事の着工は「事前審査確認書」が送付されてからになります。

- ※「事前審査確認書」が発行されていない工事は、給付の対象になりませんのでご注意ください。
- ※「事前審査確認書」は支給決定の通知ではありませんのでご注意ください。

4 住宅改修費の支給申請（工事後）

工事完了後、書類を介護保険課に提出して住宅改修費の支給を受けます。

提出書類

- 申請書
- 改修工事に要した費用の「領収書」
- 完成後の状態を確認できる写真（改修箇所ごとに改修部分が確認できる日付入りの写真）
- 自己負担金支払確認証（受領委任払いの場合）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のご案内

■申し込みができる方

・要介護3以上の認定を受けている方で、在宅で介護を受けることが困難な方（要介護1または2の方は、一定の要件に該当する方のみ申し込みができます。）

※常時医療を必要とする方は入所できない場合があります。

※「第二奥戸くつろぎの郷」は地域密着型サービスの施設です。原則として葛飾区民の方だけ申し込みができます。

■申し込み先・申し込み方法

入所を希望する施設のうち1か所に、入所申込書兼調査書を郵送または直接お持ちください。
※希望する施設が複数ある場合でも、受付施設で他の希望施設へ連絡しますので、改めて申し込みをする必要はありません。

※申し込みの有効期間は2年です。

申込書に記載した内容に変更があったり、2年を経過する場合は、再度申し込みが必要になります。

令和7年7月1日から申し込み方法が変更となります。

入所を希望する施設に直接、入所申込書兼調査書を郵送またはお持ちください。

希望する施設が複数ある場合は、入所を希望する施設に直接、入所申込書兼調査書を郵送またはお持ちください。

申し込みの有効期間は1年です。

■申し込みのときに必要なもの

次のうち、いずれかの写しを添付してください。

- ・介護保険被保険者証または介護保険資格者証
- ・介護保険要介護認定等結果通知書

入所申込書は各施設のほか、葛飾区役所2階201番福祉総合窓口、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）にあります。

また、区ホームページからダウンロードすることもできます。

■優先入所基準について

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所は、優先入所基準（入所を申し込まれた方の心身の状況や介護者の状況、お住まいの状況など）を総合的に判断し、各施設の定める入所判定基準に基づき決定されます。

■費用について

施設入所にあたり、介護保険のサービス費用の利用者負担（39ページの金額をご参照ください。）のほかに、居住費（滞在費）、食費、日常生活にかかる雑費などが別途必要になります。

※住民税非課税世帯の方は、申請により居住費と食費の負担が軽減される場合があります。（46ページ参照）

施設名	所在地 電話番号	利用者負担額（1日あたりの費用）		
		居住費		食費
		個室	多床室	
中川園	西水元4-5-1 03-3607-4060	1,171円	855円	1,450円
水元ふれあいの家	水元1-26-20 03-3607-7881	1,171円	855円	1,520円
水元園	西水元4-6-1 03-3607-4060	1,171円	855円	1,450円
奥戸くつろぎの郷	奥戸3-25-1 03-5670-1261	1,171円	855円	1,520円
すずうらホーム	西新小岩3-37-27 03-5670-3010	1,171円	855円	1,445円
東四つ木ほほえみの里	東四つ木2-26-15 03-5698-2341	1,171円	855円	1,840円
西水元あやめ園	西水元2-2-8 03-3826-2951	1,171円	855円	1,600円
西水元ナーシングホーム	西水元6-12-2 03-3607-0050	1,171円	855円	1,445円
葛飾やすらぎの郷	新宿3-4-10 03-5648-8250	1,171円	855円	1,600円
癒しの里 青戸	青戸8-18-13 03-5629-5843	1,171円	855円	1,600円
かつしか苑	白鳥2-9-18 03-6662-2220	1,171円	855円	1,700円
癒しの里 亀有	亀有2-60-5 03-5629-5866	※ 2,200円	—	1,600円
ル・ソラリオン葛飾	青戸4-16-7 03-3601-3711	※ 2,096円	—	1,616円
エトワール	新宿6-2-13 03-5876-1212	※ 2,330円	—	1,445円
東かなまち桜園	東金町2-13-10 03-5876-5281	※ 2,650円	—	1,800円
バタフライヒル細田	細田4-20-14 03-5612-1717	※ 2,680円	—	1,780円
かつしか苑 亀有	亀有1-6-11 03-6662-2223	※ 2,150円	—	1,700円
アンプル宝町	宝町1-2-9 03-5654-8880	※ 2,700円	—	1,800円
第二奥戸くつろぎの郷	奥戸3-25-23 03-5654-6130	※ 2,700円	—	1,900円
スマイルホーム西井堀	奥戸3-24-15 03-3692-8600	※ 2,700円	—	1,700円
ケアホーム葛飾	小菅1-35-10 03-3602-5900	※ 2,400円	—	1,800円
癒しの里 西亀有	西亀有3-18-6 03-5647-7454	※ 2,700円	—	1,600円
第2サンシャインビラ	福生市福生3244-10 042-553-3701	1,171円	855円	1,445円
あゆみえん	青梅市新町9-2153-3 0428-30-5550	※ 2,400円	—	1,620円

※個室（ユニット型）

介護サービスを利用した場合の自己負担

介護サービスを利用したときには
費用の1割、2割、または3割を支払います

利用者の負担は、サービス費用の1割、2割、または3割です。残りの費用は保険者（葛飾区）から事業者に支払います（ケアプランの作成は全額が保険給付となり、自己負担はありません）。

介護保険負担割合証が発行されます

要支援、要介護認定を受けている方及び事業対象者と判定された方全員に、ご自身の負担割合が何割かを記載した「負担割合証」が発行されます。

※毎年更新され、7月下旬ごろ郵送いたします（手続等は不要です）。

介護保険負担割合証			
交付年月日 年 月 日			
番 号			
被 住 所			
フリガナ			
氏 名			
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日		
利用者負担の割合	適用 期 間		
割	開始年月日	年 月 日	
割	終了年月日	年 月 日	
割	開始年月日	年 月 日	
割	終了年月日	年 月 日	
保 険 者 番 号			
並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印			

利用者の負担割合が
記載されています。

（注）適用期間内で負担割合に変更があった場合は、新しい負担割合証が交付されます。交付後は、速やかにサービス事業者へ提示してください。

こんなときに使います

介護保険負担割合証は、介護保険のサービスを受けるときに介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者へ提示します。

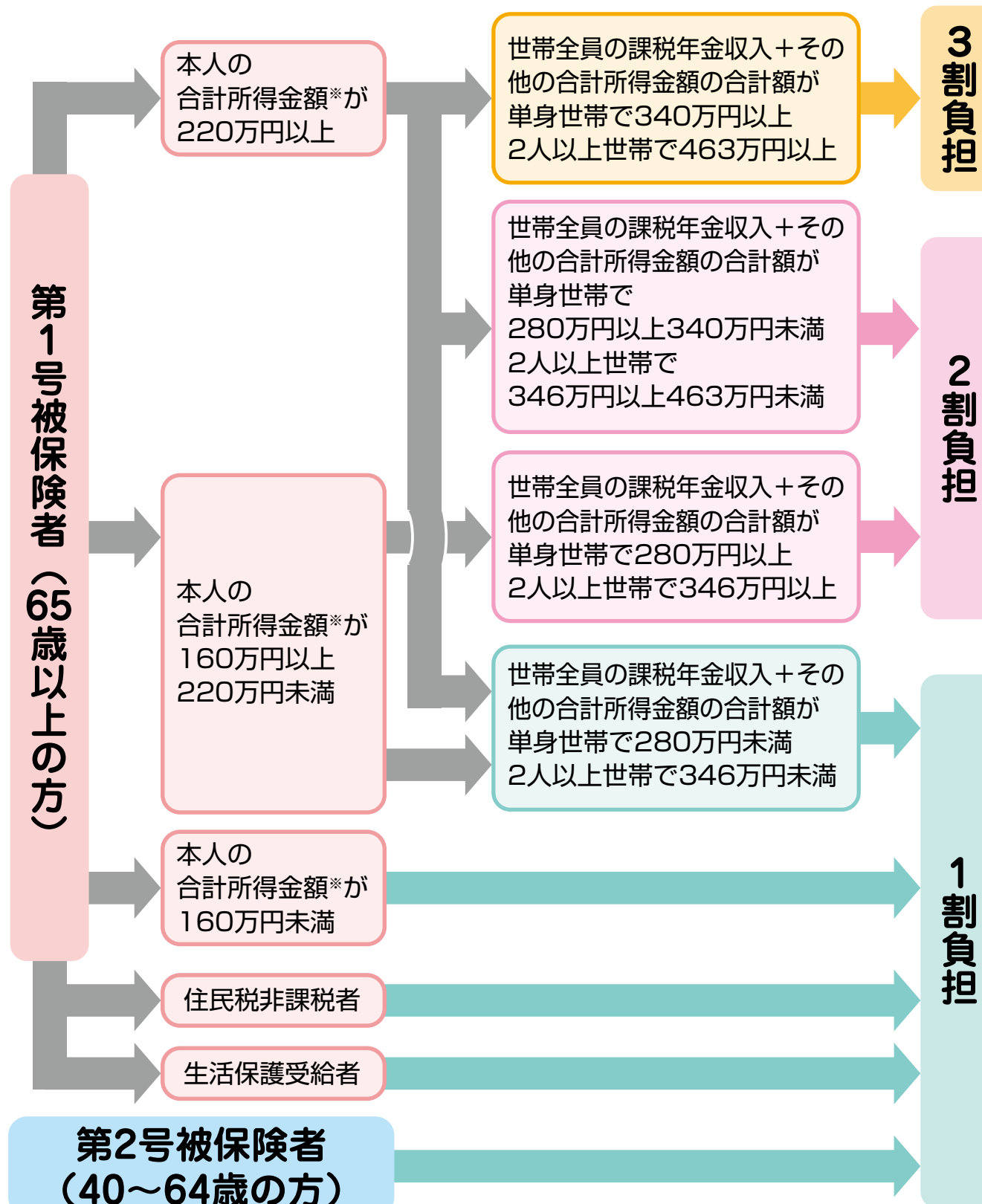
サービス事業者は負担割合証を見て、利用者負担の割合を確認します。

「被保険者証」と併せて大切に保管しましょう。

（水色）

（注）過去に介護保険料の未納期間がある方は、負担割合証に記載する割合にかかわらず、自己負担分が引き上げられる場合があります（介護保険被保険者証でご確認ください）。

利用者負担割合の判定



交通事故等（第三者行為）が原因による介護サービスの利用について

交通事故等の第三者行為が原因により介護サービスを利用することになった場合、介護保険課への届け出が必要です。詳しくは介護保険課管理係へお問い合わせください。

※合計所得金額とは、給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除したものです。所得控除（医療費控除、扶養控除、保険料控除など）は勘案されません。

在宅サービスの費用の目安

■ 主な在宅サービスの支給限度額

介護保険の在宅サービスを利用する際には、要介護状態区別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、または3割ですが、限度額を超えて利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

※自己負担額（概算）は利用者負担1割の場合。

（金額は1か月のめやすです）

要介護状態区分等	支給限度額（単位）	支給限度額（概算）	自己負担額（概算）
要支援1及び事業対象者	5,032単位	55,352円	5,535円
要支援2	10,531単位	115,841円	11,584円
要介護1	16,765単位	184,415円	18,441円
要介護2	19,705単位	216,755円	21,675円
要介護3	27,048単位	297,528円	29,752円
要介護4	30,938単位	340,318円	34,031円
要介護5	36,217単位	398,387円	39,838円

※概算額は介護報酬の1単位を11円として計算しています。

■ 支給限度額に含まれない在宅サービス

次のサービスは、在宅サービスの支給限度額としては計算されず、別途保険給付されます。

- 居宅療養管理指導 ● 特定施設入居者生活介護 ● 認知症対応型共同生活介護
- 特定福祉用具購入費 ● 住宅改修費 ● 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護 ● 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具購入費 ● 介護予防住宅改修費

■ 単位とは

介護保険の支給限度額は単位により管理され、介護サービスにかかる費用は、介護報酬の単位をもとに計算されます。23区の場合、1単位の金額は次の表のとおりです。

1単位の金額	サービスの種類
11.40円	訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、訪問看護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、居宅介護支援、介護予防支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
11.10円	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
10.90円	通所介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、（介護老人福祉施設）、（介護老人保健施設）、（介護医療院）
10.00円	居宅療養管理指導、福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与

※（ ）は施設サービス

※総合事業は、訪問型サービス：11.40円、通所型サービス：10.90円

1か月の利用者負担が高額になったとき

■ 高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が高額になり一定額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

ただし、施設での食費、居住費や日用品費及び利用限度を超えて自己負担した分は、支給対象とはなりません。該当の方には、介護保険課からお知らせします。

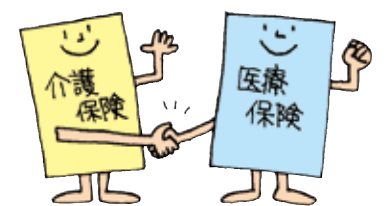
利用者負担段階区分	負担の上限額（月額）
生活保護受給者	15,000円（世帯）
・前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金受給者 ※合計所得金額の合計が令和7年8月から80万9千円以下へ変更される見込みです。	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
住民税非課税世帯	24,600円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,400円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）

介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

■ 高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯で、1年間（8月から翌年の7月まで）の自己負担額が著しく高額になり一定額を超えたときは、申請により超えた分が払い戻されます。

● 合算する期間の最後の日（7月31日）に加入していた医療保険者に申請します。



● 医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

所得 （基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満 の人がいる 世帯	所得区分	70～74歳 の人がいる 世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける人 がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上表の算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

● 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

介護施設への入所やショートステイを利用する際の居住費（滞在費）・食費については、申請によって利用者負担が軽減される「負担限度額」制度があります。

この制度の対象となるのは、「世帯全員が住民税非課税の方」などですが、「一定額以上の預貯金などがある方」は対象となりません。（下記参照）

■負担限度額【1日あたり】

利用者負担段階		食費		居住費等			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ※令和7年8月から80万9千円以下に変更される見込みです	390円	600円	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方 ※令和7年8月から80万9千円超に変更される見込みです	650円	1,000円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	1,360円	1,300円	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第4段階	上記第1段階～第3段階以外の方 (本人が住民税課税の場合・同一世帯内に住民税課税者がいる場合・配偶者が住民税課税の場合)	負担限度額はありません (金額は施設との契約によります)					

※（ ）内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額。

※施設の設定した居住費〔滞在費〕、食費が限度額を下回る場合は、施設が設定した金額が基準となります。

※この制度では、遺族年金及び障害年金等の非課税年金を年金収入に含んで判定します。

※有効期間は申請された月の初日からになります。

※有料老人ホーム、グループホーム及びサービス付高齢者住宅は、軽減制度対象外の施設です。

上記第1～3段階に該当する方でも、配偶者（別世帯を含む）が住民税課税者である場合、または預貯金等※が一定額を超える場合は制度の対象となりません。

※預貯金、有価証券その他の現金。

各段階における預貯金等の規定は、それぞれ以下のとおりとなります。

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

利用者負担の軽減について

■生計困難者等に対する利用者負担額の軽減

軽減事業を実施している事業者から介護サービスを利用した場合、サービス利用の利用者負担額から25%減額した額でご利用いただけます（老齢福祉年金受給者の方は50%減額した額）。

軽減を受けるためには、介護保険課への申請が必要です。また、軽減事業を実施しているか、利用する事業者を確認してください。

「生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証」は、申請日の属する月の初日から有効となります。

〈対象の方〉生計困難者及び生活保護受給者

(1)生計困難者（次の①～⑥のすべての基準に当てはまる方）

- ①住民税が世帯全員非課税であること
- ②世帯の年間収入額が150万円以下であること（一人世帯の場合）
なお、世帯員が複数人の場合、世帯員が1人増えるごとに、50万円を追加します
- ③世帯の預貯金等の額が350万円以下であること（一人世帯の場合）
なお、世帯員が複数人の場合、世帯員が1人増えるごとに、100万円を追加します
- ④日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑥介護保険料を滞納していないこと

(2)生活保護受給者（短期入所生活介護（予防含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスにおける個室の居住費（滞在費）に係る利用者負担額を全額軽減する）

■家族介護慰労金の支給

介護保険のサービスを利用せずに家族が介護を行った場合、その家族へ年1回10万円を支給します。

支給を受けるためには、介護保険課への申請が必要です。

〈対象の方〉

次の①～④の条件をすべて満たしている場合に限ります。

- ①要介護4または要介護5の認定を受けていること
- ②住民税が世帯全員非課税であること（介護をしている方が別世帯のときは、その方の世帯も住民税が世帯全員非課税であること）
- ③要介護認定後、1年間介護保険のサービスを利用していないこと（7日以内のショートステイは除く）
- ④長期入院（3か月以上）した場合は、その期間を除く12か月の間、介護保険のサービスを利用していないこと

■介護サービス給付費等の貸付

介護サービス給付費等の給付がされるまで、支給予定相当額を区が一時的に貸付けます（無利子）。

介護保険に関わる税の控除について

所得税・住民税において次の所得控除が受けられます

障害者控除

65歳以上で要介護1～5の認定を受けているまたは寝たきりの方が障害者に準ずる状態にあると認められる場合は、区から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障害者手帳をお持ちでなくても「(特別) 障害者控除」の対象となります。

次の条件にすべて該当する方に「障害者控除対象者認定書」を交付します。

- ①区内に住所がある
- ②65歳以上
- ③要介護1～5の認定を受けている
※要支援1・2の方は該当しません。
※介護認定を受けていない場合は、日常生活自立度を確認する必要があるため、心身状況調査書（区様式）又は医師の診断書を提出してください。
- ④身体または認知症の状態が区で定めた基準に該当する

認定書は控除対象年の12月31日現在の状態を反映します。税の申告に必要な方は、下記の窓口または郵便で申請してください。

	〈控 除 額〉	
	所 得 税	住 民 税
障 害 者（1人につき） （知的障害者（軽度・中度）、身体障害者（3級～6級）に準ずる方）	27万円	26万円
特別障害者（1人につき） （知的障害者（重度）、身体障害者（1級・2級）、 ねたきり老人に準ずる方）	40万円	30万円

問合先 介護保険課審査係または調査係 ☎03-5654-8247・8248

社会保険料控除

本人または本人と生計を一にする親族が負担することになっている介護保険料を支払った場合は、「社会保険料控除」として所得控除の対象となります。

ただし、年金から差引きされている保険料は、その年金受給者本人に社会保険料控除が適用されるため含むことができません。

（例）妻の年金から差引きされた（支払った）介護保険料は、夫の社会保険料控除に含むことはできません。

また、会社等での年末調整では年金から差引きされている保険料は申告の対象となりません。

年金から差引きされた保険料は年金の源泉徴収票に含まれ、重複するためです。

【申告する際の確認書類】

納付方法	申告金額の確認方法
年金からの差引き	公的年金等の源泉徴収票（日本年金機構から1月に送付） ※非課税年金を受給している場合を除く。
納付書で支払い 口座振替	その年に支払った介護保険料の領収書 もしくは口座振替の通帳または「介護保険料（普通徴収）納付済額のお知らせ」（介護保険課から1月下旬に送付）

問合先 介護保険課資格収納係 ☎03-5654-8249

医療費控除

介護保険のサービスを利用した際の利用料負担金の一部は、「医療費控除」の対象となります。申告の際は、医療費控除の明細書に、領収書に記載された医療費控除対象額を記入して提出してください。（領収書の提出は不要です。）

在宅サービス（介護予防サービスも含む）

医療に係る次のサービスは、ケアプランに基づいて利用している場合、自己負担額全額が控除の対象となります。

- 訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション ○短期入所療養介護（ショートステイ）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用した場合）
- 看護小規模多機能型居宅介護〔医療系のサービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る〕

また、前記のいずれかのサービスと併せて利用したときは、次のサービスも医療費控除の対象となります。（介護保険の支給限度額内の利用に限る）

- 訪問介護（ただし、生活援助中心型を除く） ○訪問入浴介護
- 通所介護（デイサービス） ○短期入所生活介護（ショートステイ）○認知症対応型通所介護
- 夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る）
- 訪問型サービス（現行相当サービスに限る）
- 通所型サービス（現行相当サービスに限る）
- 看護小規模多機能型居宅介護〔医療系のサービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）に限る〕

施設サービス

施設の種類	控除対象となる費用
特別養護老人ホーム	支払った施設サービス費※（介護費、食費、居住費）の2分の1
介護老人保健施設・介護医療院	支払った施設サービス費※（介護費、食費、居住費）の全額

※特別な食費・居住費および日常生活費は対象とはなりません。

※「高額介護サービス費」により支給された金額は医療費控除から除かれます。

おむつ代医療費控除

6か月以上寝たきり状態で、医師の発行した『おむつ使用証明書※』がある場合は、おむつ代も「医療費控除」の対象になります。

※要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受ける場合、医師の証明に代えて区が発行する『おむつ代医療費控除にかかる確認事項証明書』で申告できます（ただし、一定の条件に該当しない場合は証明書を発行できません）。

問合先 介護保険課審査係または調査係 ☎03-5654-8247・8248

住民税の問合先▶税務課課税係 ☎03-5654-8550

所得税の問合先▶葛飾税務署 ☎03-3691-0941

65歳からのいきいき 元気度チェック

日常生活の中で、体の衰えや気持ちの変化が気になることはありませんか？

「65歳からのいきいき元気度チェック」は、簡単な質問に答えることで運動機能や日常生活など、ご自身の健康状態を確認できるものです。

次ページに質問項目が掲載されています。実際にやってみましょう。

チェックのあとは	以下の点数に該当しますか？	こんなこと、気になりませんか？
No. 1～20で	10点以上	日常生活全般が気になる
No. 6～10で	3点以上	以前より足腰が疲れやすい
No. 11～12で	2点	栄養が不足ぎみ
No. 13～15で	2点以上	お口の健康が気になる
No. 16～17で	No. 16が「いいえ」	閉じこもりぎみ
No. 18～20で	1点以上	忘れっぽくなっている
No. 21～25で	2点以上	気持ちが沈みがち

いずれも
該当しない

今までどおりの
生活を続けましょう！

「65歳からのいきいき元気度チェック」に答える中で気になったことはありましたか？

- ・日常生活について気になること
- ・介護保険の利用方法を知りたい
- ・その他介護や健康、福祉、医療、生活に関することのご相談

お気軽にご相談いただける窓口として、区内に高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）があります。担当の地域が分かれていますので、72～73ページでご確認ください。

※「65歳からのいきいき元気度チェック」の点数に該当すると、事業対象者として介護予防・日常生活支援総合事業（52ページ参照）を利用できる場合がありますので、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）（72～73ページ参照）にご相談ください。

「65歳からのいきいき元気度チェック（基本チェックリスト）」を実際にやってみましょう！

No.	質問	回答		点数
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
2	日用品の買い物をしていますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
4	友人の家を訪ねていますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
日常生活機能について		No.1～5の合計		
No.	質問	回答		点数
6	階段を手すりや壁をつたわずに上っていますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
8	15分位続けて歩いていますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
9	この1年間に転んだことがありますか	はい（1点）	いいえ（0点）	
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい（1点）	いいえ（0点）	
運動器機能について（3点以上の方）		No.6～10の合計		
No.	質問	回答		点数
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい（1点）	いいえ（0点）	
12	身長（ m） 体重（ kg） BMI（肥満指数）（ ） ※ BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）	BMIが 18.5未満 （1点）	BMIが 18.5以上 （0点）	
栄養状態について（2点の方）		No.11～12の合計		
No.	質問	回答		点数
13	半年前に比べて、固いものが食べにくくなりましたか	はい（1点）	いいえ（0点）	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい（1点）	いいえ（0点）	
15	口の渇きが気になりますか	はい（1点）	いいえ（0点）	
口腔機能について（2点以上の方）		No.13～15の合計		
No.	質問	回答		点数
16	週に1回以上は外出していますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい（1点）	いいえ（0点）	
閉じこもりについて		No.16～17の合計		
No.	質問	回答		点数
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	はい（1点）	いいえ（0点）	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい（0点）	いいえ（1点）	
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	はい（1点）	いいえ（0点）	
認知症について（1点以上の方）		No.18～20の合計		

日常生活全般（10点以上の方）	No.1～20の合計	
-----------------	------------	--

No.	質問		回答		点数
21	うつ2週間	毎日の生活に充実感がない	はい（1点）	いいえ（0点）	
22		これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい（1点）	いいえ（0点）	
23		以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	はい（1点）	いいえ（0点）	
24		自分が役に立つ人間だと思えない	はい（1点）	いいえ（0点）	
25		わけもなく疲れたような感じがする	はい（1点）	いいえ（0点）	
うつについて（2点以上の方）			No.21～25の合計		

介護予防・生活支援サービス事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)

要支援認定を受けた方や、「65歳からのいきいき元気度チェック（基本チェックリスト）」（50～51ページ参照）により事業対象者と判定された方が利用できるサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぎ、状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的に、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または委託を受けた居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成し、介護予防に効果的なサービス利用へとつなげていきます。または、ケアマネジャーが作成したケアプランを基に、介護予防に効果的なサービス利用へとつなげていきます。

訪問型サービス・通所型サービス共通

- 利用回数は、要支援1の方は週1回または2回、要支援2の方は週1回～3回、事業対象者は週1回になります。
※翌週への振り替えはできません。
- サービスの種類や回数は、介護予防ケアマネジメントによるケアプランに基づき決定します。
※「費用のめやす」は基本額です。実際の利用料金には、各種の加算が加わります。

訪問型サービス

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、介護予防を目的とした日常生活の支援が受けられます。

＜費用のめやす＞（加算が加わり変更となる可能性があります）

サービスの内容 (1回あたり45分)	サービス費	利用者負担（1割の場合）
家事援助のみ	2,508円／回	251円／回
家事援助と身体介護 (要支援認定者のみ)	3,078円／回	308円／回

※区の研修を受けた「生活介護員」が家事援助を提供する場合があります。

通所型サービス

日帰りでデイサービスセンターなどに通い、介護予防を目的とした機能回復訓練、生活機能向上訓練など日常生活の支援が受けられます。介護予防通所リハビリテーション（デイケア）との併用はできません。

＜費用のめやす＞（加算が加わり変更となる可能性があります）

サービスの時間	サービス費	利用者負担（1割の場合）
2時間以上3時間未満	3,324円／回	333円／回
3時間以上5時間未満	3,804円／回	381円／回
5時間以上	4,752円／回	476円／回

介護予防への取り組み

専門講師等の指導を受けながら、グループや個人で介護予防に取り組みます。

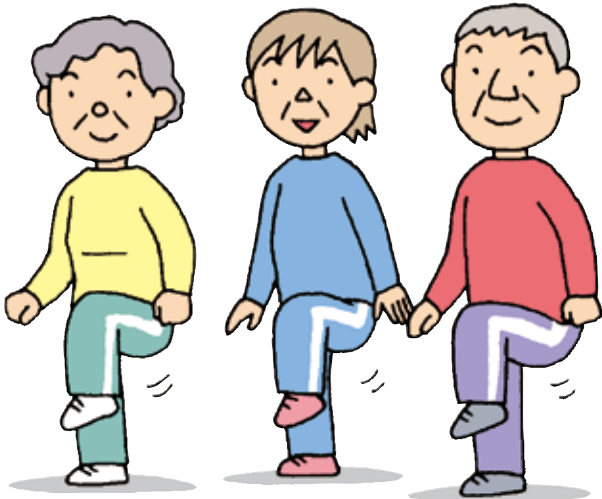
介護予防事業には、体力や筋力の維持・向上を目的とした事業や、認知症を予防するために記憶力や判断力を養うことを目的とした事業があります。

それぞれの事業の開催日程や場所などは、広報かつしかや、区のホームページなどでご案内していますので、積極的にご参加ください。

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
介護予防・生活支援サービス事業	通所型 住民主体 サービス	地域の自主グループなどが行っています。 ①ミニ・デイサービス： 高齢者の介護予防及び重度化防止のために、専門職による各種プログラムを行う緩和型のデイサービス ②高齢者等サロン： 介護予防活動（健康体操や脳トレ、趣味活動等）を通して、高齢者が交流できる通いの場 ※通所型住民主体サービスを実施する自主グループなどの連絡先は区ホームページに掲載しています。	65歳以上の方（要支援認定を受けている方または事業対象者を含む）	自主グループなどにより参加費(実費相当分)または会費がかかります。	地域包括ケア担当課介護予防係（シニア活動支援センター内） 「通所型住民主体サービス二次元コード」  電 話 03-5698-6202
	体力や筋力の維持・向上を目的とした介護予防事業	乗馬によって、普段使っていない筋肉を鍛えます。馬の世話を通して、楽しく介護予防に参加する機会をつくります。	65歳以上の方で、乗馬による体調悪化（腰痛・膝痛など）のおそれのない方	無料	地域包括ケア担当課介護予防係（シニア活動支援センター内） 電 話 03-5698-6202
	運動習慣 推進プラチナ・ フィットネス	区内9か所のフィットネスクラブ施設を利用して、専門のインストラクターの指導を受けながら、興味や体力に合った運動ができます。 全12回(毎週1回、3か月程度)	65歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けていない方	6,000円 (全12回分) ※初回一括払い	

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
体力や筋力の維持・向上	うんどう教室	区内5か所の公園に設置した専用の「うんどう器具」を使って「つまずき」や「ふらつき」を予防するための運動を行います。	おおむね65歳以上の方 申し込み不要	無料	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電 話 03-5698-6202
	場 所	所在地	開催日	開催時間	
	東金町四丁目平成公園	東金町4-35-1	第1、3火曜日	午前10時30分～11時30分	
	青戸平和公園	青戸4-23-1	第1、3火曜日	午後2時～3時	
	高砂北公園	高砂4-3-1	第2、4水曜日	午前10時30分～11時30分	
	お花茶屋公園	お花茶屋1-22-1	第2、4水曜日	午前10時30分～11時30分	
	間栗公園	西新小岩2-1-4	第2、4水曜日	午後2時～3時	
	※教室開始の時間に合わせ、運動しやすい服装と靴、飲み物をお持ちになって公園にお越しください。 雨天等の悪天候時は中止になります。 開催日・会場が変更になる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。				
	スポーツ ボイス フィットネス	全身運動と腹式呼吸、発声や歌の効果を取り入れることで、お腹周りを鍛えながら、口腔機能・心肺機能及び自律神経のバランスを整えます。	65歳以上の方	受講料については、募集時に広報かつしかにてお知らせします。	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電 話 03-5698-6202
	アクティブ トレーニング	音楽のリズムに合わせ、ボクシングエクササイズの有酸素運動や、筋トレ、脳トレなどのさまざまな動きを組み合わせ、身体の柔軟性や筋力を高めます。			
健美操※	椅子に腰かけて行う運動で、筋肉や五臓六腑に関わる「ツボ」を意識しながらゆったりと動く体操です。多種の呼吸法により、心と身体のバランスを整え、自然治癒力を高めます。	おおむね65歳以上の方	無料		
筋力向上 トレーニング※	椅子を使い、ゆっくりとした動作で行う運動（ひざの屈伸や背伸びの運動等）により、日常生活に必要な筋力の向上を図ります。	おおむね65歳以上の方			
※地域の自主グループでも活動しています。開催日時・場所については地域包括ケア担当課介護予防係にお問い合わせいただくか、56ページの二次元コードからご確認ください。 自主グループにより参加費または会費がかかる場合があります。					

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
体力や筋力の維持・向上	ふれあい銭湯	月1回、区内9か所の銭湯で開店前に、脱衣場を利用して行います。専門講師や区で養成したボランティアが介護予防につながる簡単な体操や脳トレ、レクリエーションなどを行います。	おおむね65歳以上の方 申し込み不要	無料	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電 話 03-5698-6202
	場 所	所在地	開催日	開催時間	
	喜久の湯	東立石2-21-16	第2火曜日	午後1時15分～2時15分	
	アクアガーデン栄湯	東四つ木3-45-7	第2木曜日	午後2時30分～3時30分	
	富士の湯	亀有2-5-7	第3火曜日	午後1時30分～2時30分	
	さつき湯	東堀切3-27-9	第3水曜日	午後2時～3時	
	栄湯	高砂8-15-12	第3木曜日	午後2時30分～3時30分	
	富の湯	立石2-19-6	第3金曜日	午後1時30分～2時30分	
	アクアドルフィンランド	立石7-16-3	第4水曜日	午後1時30分～2時30分	
	寿湯	東四つ木4-19-14	第4木曜日	午後1時30分～2時30分	
	末広湯	宝町1-2-30	第4金曜日	午後2時30分～3時30分	
	ゆったり・のんびり・フレイル予防	ご自分の体力に不安を感じている方が「元気」を取り戻すための講座です。椅子に腰かけてできる運動や、日々の食事のポイントについて学びます。	65歳以上の方	無料 (教材費あり)	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電 話 03-5698-6202



	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
記憶力や判断力の維持・向上	脳力※ (のうちから) トレーニング	脳の活性化を促す簡単なゲーム、言葉遊びや、コミュニケーションを深めるプログラムをグループで行います。	おおむね65歳以上の方	無料	地域包括ケア担当課介護予防係 (シニア活動支援センター内) 電 話 03-5698-6202
	回想法※	自分の体験を語り合い、過去のことに思いを巡らすことで脳を活性化します。			
	※地域の自主グループでも活動しています。開催日時・場所については地域包括ケア担当課介護予防係にお問い合わせいただくか、以下の二次元コードからご確認ください。 自主グループにより参加費または会費がかかる場合があります。				
	筋力向上トレーニング	脳力トレーニング	回想法		
					



その他

認知症への取り組み

	事業名	内 容	問い合わせ
普及啓発	認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。 認知症サポーター養成講座では、認知症の基礎知識、接し方、サポーターの役割を学びます。 ※開催日程、場所については、広報かつしかにてお知らせします。	高齢者支援課 相談係 電話 03-5654-8597
	オレンジカフェ	認知症の方やその家族、地域の方、専門スタッフなどが集い、会話を楽しむ場所です。もの忘れや認知症に関する相談ができます。 ※開催日時・場所についてはお近くの高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）へお問い合わせください。	
	認知症高齢者家族会	認知症の方を介護する家族やすでに介護を卒業された方同士が集まり、悩みや情報を共有しながら交流します。 ※開催日時・場所についてはお近くの高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）へお問い合わせください。	
	認知症ケアパス「ヒトゴトじゃないよ認知症」	認知症に関する情報を掲載したパンフレットを作成し、配布しています。認知症に関する情報、認知症チェックや相談窓口、認知症の進み具合や状況に応じて受けることのできる医療、介護、福祉サービス等を掲載しています。高齢者支援課、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）等で配布しています。	
	認知症の人の気持ちを知るカード「わかっていてね、私の想い」	認知症の方への日頃の対応や声掛けの仕方を考えるカードを作成しました（はがきサイズ・35枚組）。認知症の方の気持ちを知り、その方に合わせた対応をすることで症状が改善されたり、進行が緩やかになったりすることがあります。カードは区ホームページでご覧になれます。また、区役所で販売も行っています。（300円）	



事業名		内 容		問い合わせ
早期発見・早期支援	もの忘れ 予防健診	区内の実施医療機関において、医師による問診と簡単な検査を行い、認知症の疑いを早期に発見し、医療機関の精査、診断につなげます。必要に応じて高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の相談支援、地域包括ケア担当課の介護予防事業（回想法等）をご案内します。対象の方には、区から受診券を送付します。		
	もの忘れ 訪問サポート （認知症初期 集中支援チーム）	医療や介護の専門職が、認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や、家族支援等の初期の支援を行います。チームによる支援が必要かどうかは相談内容により決定します。		
	もの忘れ相談会	もの忘れが心配な方や認知症の方を介護している方、認知症について相談したい方等の悩みに医師がおこたえします。 ※開催日程、場所については、広報かつしかにてお知らせします。		
	ひょっとして 認知症かな？ チェック	葛飾区ホームページから、本人またはその家族が、もの忘れの状況を気軽にチェックできます。以下のURL、もしくはQRコードからご利用いただけます。 【区公式ホームページ(トップページ)→健康・医療・福祉→高齢者福祉→認知症→ひょっとして認知症かな？チェック】 ※URL： https://www.city.katsushika.lg.jp/kenkou/1000052/1028737/1017379.html 		
事業名		内 容	対象の方	費 用
徘徊対策	おでかけ あんしん シールの配付	対象となる方の氏名・住所や緊急連絡先を登録するとともに、登録番号とコールセンターの電話番号を掲載した「おでかけあんしんシール」を10枚配付します。靴等身につけるものにシールを貼り、対象となる方が警察等に保護された場合に、シールを手がかりに24時間対応のコールセンターを利用して身元や緊急連絡先を照会し、ご家族等に連絡することで早期の帰宅につながります。	区内に在住かつ在宅で認知症による徘徊がある方で、次の①②いずれかに該当する方 ①医師に認知症と診断されている ②「葛飾区おでかけあんしん事業利用届出書」に記載の「おでかけあんしん保険チェックリスト」で該当する項目がある	無料
	おでかけ あんしん 保険への加入	認知症による徘徊に起因する鉄道事故等を発生させ、ご家族が損害賠償責任を負うことになった場合等に補償される保険です。	おでかけあんしんシールの届出をされた方は、原則、本保険に加入します（本保険のみの加入はできません）	
	徘徊高齢者位置 探索サービス 助成	民間事業者が実施するGPS等の電波を受信できる探索機を使用した位置探索サービスを利用する際、登録料（登録料がない場合は最初の1か月分の月額利用料）を助成します（1回限り）。携帯電話のGPS機能は対象外です。登録後1年以内に申請してください。	在宅のおおむね65歳以上（40歳～64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む）の方で認知症による徘徊で居所がわからなくなる高齢者の方を介護するご家族の方	登録料等は15,000円が上限で、1割が利用者負担となります。

介護保険以外のサービスのもくじ

高齢者福祉サービスの利用

在宅で生活している方への支援

・しあわせサービス	60
・生活支援ボランティア	60
・おうちで学ぶ快適介護	60
・シルバーご近助隊	60
・家族等介護支援事業	60
・見守り配食サービス	61
・見守り型緊急通報システム使用料の助成	61
・見守りサービスの助成	61
・家庭用卓上電磁調理器の購入費の助成	61
・おむつの支給	62
・おむつの使用料助成	62
・高齢者出張理美容サービス	62
・寝具乾燥消毒サービス	62
・シルバーカーの給付	62
・自立支援住宅改修費助成	63
・住宅設備改修費助成	63
・救急医療情報キットの給付	63
・高齢者見守り相談窓口	64
・シニア・ピア・傾聴ボランティアの派遣	64
・かつしかあんしんネット情報登録	64

その他の施策

・家具転倒防止器具取付け支援事業	64
・ガラス飛散防止フィルム貼付け支援事業	64
・感震ブレーカー取付け支援事業	64
・補聴器の購入費の助成	65
・誕生日祝金	65
・くつろぎ入浴証の交付	65
・ひとりぐらし高齢者毎日訪問	65
・ハンディキャブ「ふれあい号」の運行（移送サービス）	65
・葛飾区成年後見センター	66
・車いすの貸し出し	67
・郵便等投票制度	68
・ごみ出しが困難な世帯への訪問収集	68
・粗大ごみの運び出し	68

区が行う施設入所などの施策

・養護老人ホーム入所措置	68
--------------	----

高齢者虐待防止施策

・虐待についての相談窓口	68
--------------	----

高齢者保健サービスの利用

訪問指導

・難病患者療養指導	69
-----------	----

機能訓練

・難病リハビリ教室	69
-----------	----

歯科診療

・ねたきり高齢者の歯科診療（たんぼぼ歯科診療所）	69
・かかりつけ歯科医紹介窓口	69

高齢者福祉サービスの利用

「65 歳からのいきいき元気度チェック（基本チェックリスト）」51 ページにより、事業対象者と判定された方が利用できるサービスもあります。

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
在宅で生活している方への支援	しあわせサービス	地域の方々が協力会員として、掃除、調理、買い物や簡単な身の回りのお手伝い、話し相手などのサービスを行います。ご利用の頻度や時間数などは、ご相談の上で決めていきます。	おおむね65歳以上の方で、日常の家事などでお困りの方（利用会員としての登録が必要です）	1時間あたり700円 年会費600円	社会福祉協議会福祉サービス課 福祉サービス係 電 話 03-5698-3216
	生活支援ボランティア	地域ボランティアが、草むしりや蛍光灯の取り替え、窓ふきなど、1時間程度でできる軽作業を行います（定期的なものを除く。）	日常生活の中でちょっとした困りごとがあるおおむね65歳以上の方など	物品の購入などの必要経費以外は、利用者の負担はありません。	社会福祉協議会ボランティア・地域貢献活動センター 電 話 03-5698-2511 実施前に下見させていただきます。申込方法など詳しくは、お問い合わせください。
	おうちで学ぶ快適介護	在宅で高齢者等を介護しているご家族が、日頃困難に感じている介護方法（車いすへの移乗や排泄のお世話など）について、ホームヘルパー等がご自宅を訪問して、介護に関する知識や技術のアドバイスをします。	在宅で65歳以上の方、もしくは40歳から64歳で要支援、要介護認定を受けている方を主に介護している方、または今後介護する見込みの方	無料	高齢者支援課相談係 電 話 03-5654-8257
	シルバーご近助隊	「掃除機がけ」「ゴミ出しのお手伝い」など、作業員1人で1回30分以内に完了する継続性のない軽易な作業（区の補助をご利用の場合は、同月内に同内容の作業はお請けできません）	65歳以上の高齢者世帯や障害者世帯で、日常の中のかんたんなお手伝いが必要な方（64歳以下の健常な同居家族がいる方、介護保険サービスを利用している方は除く）	通 常1,000円/回のところ、区の補助利用で300円/回（月2回まで） ※作業に使用する道具、材料などはお客様にてご用意ください。	シルバー人材センター事務局 電 話 03-5670-5536 ※ご近助隊で扱えない作業については別途有料サービスにてご利用いただけますのでセンター事務局までご相談ください。 ※「植木の剪定」、「除草」、「障子・襖の張り替え」は専用フリーダイヤル0120-751-201にて受付中（平日9時～16時）
	家族等介護支援事業	ご家族等が休息できるよう、高齢者等を区内の小規模多機能型居宅介護事業所または特別養護老人ホームで、「通い」または「泊り」にて一時的にお世話します。 通い（泊りなし）：4時間以下（1回につき1ポイント） 4時間超（1回につき2ポイント） 泊り：1泊につき3ポイント ※年間上限42ポイント	高齢者等を介護しているご家族等	無料（食事代や当事業以外のサービスは実費負担）	高齢者支援課相談係 電 話 03-5654-8257

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
在宅で生活している方への支援	見守り配食サービス	区と契約した事業者が、昼食、夕食のお弁当をご自宅に配達し、安否の確認を行います。おかゆや糖尿病食・腎臓病食、おかずの刻み方なども選べます。	65歳以上（40～64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む）のひとり暮らしの方、高齢者の方のみの世帯や日中高齢者の方のみとなる方で、外出が困難で、家族も含めて食事の準備が難しい方（家族や友人等が緊急連絡先となる必要があります。）	1食あたりの費用は、事業者によって異なりますのでお問い合わせください。	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係
	見守り型緊急通報システム使用料の助成	自宅に専用通報機、無線通報機（ペンダント型等）、火災感知器、ガス漏れ感知器、空間センサーを設置します。 具合が悪くなるなど緊急の場合はボタンを押すだけで警備会社を利用者に電話し、必要に応じて、利用者の代わりに119番通報するとともに、警備員が駆け付けます。 また、人の動きを感知するセンサーが24時間以上感知しなかったときは、利用者の方の安否を確認します。駆け付けた警備員が室内に入れるよう、玄関の鍵を預けていただきます。	65歳以上の方で、慢性的な病気があるなど、日常生活に注意を必要とする状態のひとり暮らし、高齢者の方のみの世帯または日中か夜間に高齢者の方のみとなる方（家族や友人等が緊急連絡先となる必要があります。）	毎月の使用料の一部（370円）を負担していただきます。	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係
	見守りサービスの助成	民間事業者がドアセンサーや電球、電気ポット等の機器を設置し、家族等がその使用状況で高齢者の日常生活を見守るサービスに対して、初期設置費用（設置費用がない場合は最初の1か月分の月額利用料）の9割を助成します（1回限り）。携帯電話は対象外です。設置後1年以内に申請してください。	65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者の方のみの世帯や日中か夜間に高齢者の方のみとなる方	初期設置費用は15,000円が上限で1割が利用者負担となります。	高齢者支援課在宅サービス係
	家庭用卓上電磁調理器の購入費の助成 特記事項	火やガスを使わずに安全に調理できるよう工夫された家庭用電磁調理器と専用調理器具の購入費用の9割を助成します（1回限り）。区が指定した製品の中から、電磁調理器と専用調理器具の組み合わせを選んでいただきます。	65歳以上の方で、区が実施している「見守り型緊急通報システム」を利用している方で要件を満たす方 ※「要介護1以上」の方、区が実施している「配食サービス」を利用している方は対象になりません。	助成購入費用は20,000円が上限で、1割が利用者負担となります。	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
在宅で生活している方への支援	おむつの支給	パンフレットの中から、一定ポイントの範囲内で自由に紙おむつなどを選択していただき、ご自宅に配送します。要介護区分により上限ポイント数が異なります。申請月からの支給となります。さかのぼっての支給はできません。製品変更の受付やおむつの使用方法などの相談を受けるコールセンターを設置しています。	65歳以上（40～64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む）の方で、要介護2以上の認定を受け、住民税非課税の方で常時失禁状態の方。 または、65歳以上で身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1、2度をお持ちの方並びに脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害があり、住民税非課税の方で常時失禁状態の方。	利用者負担はありません。	高齢者支援課 在宅サービス係
	おむつの使用料助成	要介護区分などにより助成限度額が異なります。申請月からの助成となり、さかのぼっての助成はできません。また、同じ月におむつの支給と使用料の助成の両方を利用することはできません。	前記のおむつの支給対象者が、医療機関などに入院したとき、区が支給したおむつが使用できない場合は、医療機関などに支払ったおむつなどの使用料を助成します。ただし、介護保険施設などへの入所者の方は対象となりません。		
	高齢者出張理美容サービス	理容師、美容師が訪問して理美容サービスをします。年6回までの出張券を交付します（申請月により回数が異なります）。	65歳以上（40～64歳の方で特定疾病により介護認定を受けている方を含む）の方で、要介護3以上の認定を受け外出が困難な方。または、65歳以上で身体障害者手帳1、2級もしくは愛の手帳1、2度をお持ちの方で外出が困難な方。いずれも施設入所の方は対象となりません。	1回あたり 500円	高齢者支援課 在宅サービス係
	寝具乾燥消毒サービス	毎月1回、寝具をお預かりし、乾燥消毒をしてお返しします。7月は水洗い乾燥消毒を行います。実施日は、はがきでお知らせします。また、乾燥消毒は1日で処理し、水洗い乾燥消毒は原則3日以内で処理します。	65歳以上の在宅のひとり暮らしまたは高齢者の方のみの世帯で、お布団などの寝具乾燥の作業が困難な方（ご家族等の援助も受けられない方）。施設入所の方は対象となりません。	乾燥消毒は1回あたり490円 水洗い乾燥消毒は1回あたり1,040円	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係
	シルバーカーの給付	シルバーカー購入費（限度額20,000円）の3分の2を区が負担します（1回限り）。区が指定した機種の中から、ご本人の状態に合わせて選定し、事業者が納入します。シルバーカーの見本は、シニア活動支援センターに展示してあります。また、カタログ見本は、区のホームページに掲載しています。	「65歳からのいきいき元気度チェック」で運動機能が低下している方およびこれに準ずる方が、介護保険の認定が要支援の方で、ともにご本人の住民税が非課税の方。または生活保護受給の方（介護保険の新規、更新および区分変更の申請中の方は、認定結果が出てから給付決定となります）。	シルバーカーの購入費の3分の1が利用者負担となります。	 シルバーカー

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
在宅で生活している方への支援	自立支援住宅改修費助成	①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止など床材の取替え ④引き戸など扉の取替え ⑤便器の洋式化 助成対象工事限度額は200,000円です（1回限り）。古くなったり壊れたりした物の修理、新築・増改築は対象となりません。	65歳以上の在宅生活をしている事業対象者のうち運動機能が低下している方およびこれに準ずる方のうち、在宅での生活を継続するために住宅改修が必要と認められる方。要支援・要介護認定を受けている方は、介護保険の住宅改修費の支給をご利用ください。	助成対象に該当する改修費のうち、限度額の範囲内の場合は1割が利用者負担となります（限度額を超えた分や対象外工事の費用は利用者負担となります）。生活保護を受給している方は利用者負担はありません。	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係 工事を行うときは必ず事前に相談し、申請してください。工事施行後の申請は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。
	住宅設備改修費助成	①浴槽の取替え 助成対象工事限度額379,000円 ②流し台、洗面台の取替え 助成対象工事限度額156,000円（車いす利用者などで足が入るタイプへの取替えが対象） ③階段昇降機の設置 助成対象工事限度額1,332,000円 助成はそれぞれ世帯で1回です。古くなったり、壊れたりした物の修理、新築、増改築は対象となりません。	65歳以上の在宅生活をしている方（40～64歳で特定疾病の方を含む）で、要支援、要介護認定を受け、在宅での生活を継続するために住宅設備の改修が必要と認められる方 ※階段昇降機の設置については、このほかに身体要件や建築基準法の制約があります。	助成対象に該当する改修費のうち、限度額の範囲内の場合は1割～3割（介護保険負担割合証の割合）が利用者負担となります（限度額を超えた分や対象外工事の費用は利用者負担となります）。生活保護を受給している方は利用者負担はありません。	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課在宅サービス係 工事を行うときは必ず事前に相談し、申請してください。工事施行後の申請は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。
	救急医療情報キットの給付	かかりつけ医療機関や持病、緊急連絡先などの情報を保管する救急医療情報キット（筒状のケースまたは袋）を給付します。冷蔵庫に保管することで、救急隊による迅速な救急活動に生かすことができます。キットの中に入れる救急連絡情報用紙には常に最新の情報を記載しておいてください。	65歳以上のひとり暮らしの方、日中または夜間に一人になることのある高齢者の方、同居するご家族の方が認知症などによりひとり暮らしと同様の状況にある高齢者の方	無料	葛飾区医師会所属医療機関、高齢者支援課在宅サービス係および高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）の窓口で申請を受け、個別に給付します。

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
在宅で生活している方への支援	高齢者見守り相談窓口	地域住民等から寄せられた見守りを要する高齢者の生活状況を把握するため、区職員等が高齢者宅を訪問し、日常生活の支援につなげます。	65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症等徘徊高齢者など地域の中で見守り支援を必要とする方	無料	高齢者支援課 相談係 電 話 03-5654-8257
	シニア・ピア・傾聴ボランティアの派遣	シニア・ピア・傾聴ボランティア養成講座で傾聴の基本を学んだボランティアが同世代の方のご自宅を訪問し、お話を聴き、利用者の孤独感や不安感を癒します。	区内に在住する在宅のおおむね55歳以上の方で、傾聴ボランティアの派遣が適当と認められた方	無料	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課相談係 電 話 03-5654-8597
	かつしかあんしんネット情報登録	緊急連絡先などの情報をあらかじめ高齢者支援課・民生委員・高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）でお預かりし、登録者の病気やけがなどの緊急時には、消防や警察・医療機関からの依頼に応じて緊急連絡先を提供します。	次のいずれかに該当する方 ①65歳以上のひとり暮らしの方、日中または夜間に一人になるなどによりひとり暮らしと同様の状況にある方 ②75歳以上の方のみで構成される世帯の方	無料	高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）または高齢者支援課相談係 電 話 03-5654-8597
その他の施策	家具転倒防止器具取付け支援事業	地震発生時に家具転倒被害を予防するため、家具転倒防止器具の取付け費用を助成します（1回限り）。募集時期は4月から10月末までです。	世帯全員が65歳以上または身体障害者手帳1、2級若しくは愛の手帳1、2度をお持ちの世帯	取付け工事費は30,000円が上限です。限度額を超えた分は利用者負担です。	危機管理課 自助・共助係 電 話 03-5654-8224
	ガラス飛散防止フィルム貼付け支援事業	地震発生時にガラス飛散被害を予防するため、ガラス飛散防止フィルムの貼付け費用を助成します（1回限り）。募集時期は4月から10月末までです。	世帯全員が65歳以上または身体障害者手帳1、2級若しくは愛の手帳1、2度をお持ちの世帯	貼付け工事費は20,000円が上限です。限度額を超えた分は利用者負担です。	
	感震ブレーカー取付け支援事業	地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、照明やコンセントなどの電気を自動的に止め、電気火災被害を予防する器具の取付け費用を助成します（1回限り）。	①か②に当てはまる世帯 ①世帯全員が下記(1)～(3)のいずれかに当てはまる方 (1)満65歳以上の方 (2)身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方 (3)愛の手帳1度又は2度をお持ちの方 ②火災危険度ランク3以上の地域の戸建木造住宅（2階建以下）にお住まいの世帯	限度額は以下の通りです。限度額を超えた分は利用者負担です。分電盤取替（感震ブレーカー搭載）50,000円 その他取付20,000円	

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
その他の施策	補聴器の購入費の助成（令和7年10月開始予定）	住民税非課税の方または生活保護を受けている方は144,900円、住民税課税の方は72,450円を限度に、補聴器の購入費用を助成します。	65歳以上の方で、医師が補聴器を必要と認めた方（購入後の申請不可）		高齢者支援課 在宅サービス係
	誕生日祝金	長寿をお祝いし、該当する方には、地域の民生委員等を通じて誕生日以降にお祝い金等を贈呈します。申し込みは不要です。百歳の誕生日の時には、ご本人やご家族の希望があれば区長が訪問します。 対象年齢と金額 88歳 20,000円 99歳 30,000円 100歳 50,000円 101歳以上 30,000円	区内に居住し、88歳、99歳、および100歳以上の誕生日を迎える方		高齢者支援課 在宅サービス係
	くつろぎ入浴証の交付	区内の公衆浴場のほか足立区2か所・江戸川区8か所の公衆浴場を半額程度の負担でいつでも利用できる「くつろぎ入浴証」を交付します。（誕生月の初日から発行できます。） 毎月、公衆浴場で音楽イベントを行っています。詳しくは広報かつしかをご覧ください。 	70歳以上の方	半額程度	高齢者支援課 在宅サービス係 または区内の公衆浴場 ※マイナンバーカードなどの住所、氏名、生年月日の分かるものを提示することで、入浴証が交付されます。 ※期限が切れた入浴証は新しい入浴証と交換します。 ※足立区・江戸川区公衆浴場の利用を希望される方は高齢者支援課在宅サービス係へお問い合わせください。
	ひとりぐらし高齢者毎日訪問	乳酸菌飲料をお届けすることにより、安否確認を行います。（月曜日～金曜日）	65歳以上のひとり暮らしの方で、安否確認を必要とする方	乳酸菌飲料代（利用者負担1本10円）	社会福祉協議会 福祉サービス課 福祉サービス係 電 話 03-5698-3216
	ハンディキャプ「ふれあい号」の運行（移送サービス）	車いすのまま乗降できるリフト付ワゴン車を運行します。利用するには、予約が必要です（利用日の1か月前より電話で受付します）。	身体障害者手帳の交付を受けている方、又は要介護認定を受けている歩行困難な車いす利用の方（利用会員としての登録が必要です）	年会費一口1,000円から走行1時間（基本料金）1,000円（時間に応じた加算あり）など	社会福祉協議会 ボランティア・地域貢献活動センター 電 話 03-5698-2511 手続きなど詳しくは、お問い合わせください。

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
葛飾区 成年後見 センター	①相談事業 暮らしの中での福祉に関する困りごとや福祉サービスに関する苦情、将来への不安などの相談をお受けします。 また、成年後見制度の利用、遺言・相続などについて、弁護士などによる専門的な相談を行っているほか、区民相談室（区役所2階209番）の窓口において、成年後見制度に関する相談にセンター職員が月2回応じています。ご利用には、いずれも予約が必要です。 ②訪問援助事業※社会福祉協議会との契約が必要 ㊦見守りや郵便物の整理 ①福祉サービスの利用援助 介護保険などの福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い手続きなどを援助します。 ②日常的金銭管理サービス 定期的に生活費を引き出してお届けしたり、公共料金の振込みなどを援助します。また、日常的に使用する預貯金通帳やハンコのお預かりもします。 ③書類等の預かりサービス 普段は使わない通帳や証書・権利証などをお預かりして、金融機関の貸金庫で保管します。 ④成年後見制度利用支援事業 成年後見制度に関する講演会や制度の説明、制度に関する情報提供などを行います。また、これから成年後見制度の利用（申立て）を行う方に、ご利用方法の相談や家庭裁判所への申立て手続きの支援や既に後見人等になっている親族に対して後見業務に関わる日常的な相談や家庭裁判所への定期報告書類の作成支援等も行います。 後見需要の増加に應えるため、市民後見人の養成を行うほか、葛飾区社会福祉協議会が法人として後見の受任もします。さらに、成年後見制度の利用にあたり低所得等により費用を負担することが困難で、かつ、一定の要件を満たす方に対して、申立費用及び後見等報酬の助成をしています。（後見人等が親族の場合は対象となりません。） ④人生のエンディングの準備支援事業 エンディングに関する講演会の開催、エンディングノートの作成・配布などを行うほか、死後事務委任や遺言書作成など終活について、弁護士が専門的な相談に応じる終活相談を予約制で行っています。 ⑤やすらぎ安心サポート事業 ※社会福祉協議会との契約が必要 身近に頼れる親族がいない高齢者の方などが、人生の最期まで安心して自分らしく暮らせるよう、社会福祉協議会と契約を結び、事前に預託金を預かり、社会福祉協議会が見守りを行いながら、入院・入所の支援や葬儀、家財処分などの死後事務を実施します。 ㊦見守りサポート【必須】 ①やすらぎサポート【必須】 ・葬儀・埋葬サポート ・残存家財処分サポート ・死後事務サポート ・公正証書遺言書作成サポート ②日常生活支援サポート【選択】 ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サポート ・各種手続き支援 ・書類等預かりサービス ③安心サポート【選択】 ・入退院時サポート ・入退所時サポート ・成年後見制度利用支援サポート	①相談事業 どなたでも ②訪問援助事業 福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理、通帳などの保管について援助を必要とする高齢者の方 ③成年後見制度利用支援事業 成年後見制度（※）の申立てを行うご家族の方など ※成年後見制度…判断能力が不十分な方を不利益から守るために、財産管理や契約締結などをご本人に代わって行ったり、ご本人の誤った判断に基づいて締結した契約を取り消すことのできる成年後見人などを、家庭裁判所が選任する制度です。 ④人生のエンディングの準備支援事業 どなたでも ⑤やすらぎ安心サポート事業 次に掲げる要件を全て満たす方が対象になります。 (1)葛飾区に住所を有し、かつ在住する方 (2)身近に頼れる親族がいない単身世帯の方、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の方又はおおむね65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の方 (3)やすらぎ安心サポート事業の契約内容について、判断できる能力を有している方 ※契約能力に疑義がある場合、医師の診断書を求めることがあります。 (4)原則、住宅ローン以外の負債がなく、契約時に必要な資力を有する方 (5)利用申込み年度の住民税（その年度の住民税が算定されるまでの間は前年度の住民税）により算定された本人の合計所得金額が125万円未満の方 (6)生活保護を受けていない方	①相談事業 無料 ②訪問援助事業 1時間あたり1,000円～（低所得者への助成あり） 「書類等の預かりサービス」別途1か月あたり1,000円 ③成年後見制度利用支援事業 無料 ④人生のエンディングの準備支援事業 無料 ⑤やすらぎ安心サポート事業 ㊦見守りサポート【無料】 ①やすらぎサポート【預託金：業者見積額】 ※公正証書により契約を締結するため、作成手数料等がかかります。 ②日常生活支援サポート1時間あたり1,000円～ 「書類等の預かりサービス」別途1か月あたり1,000円 ③安心サポート【預託金：50万円～】	社会福祉協議会 葛飾区成年後見センター 電話 03-5672-2833

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
その他の施策	車いすの貸し出し	貸出期間は最長3か月です。原則として貸出期間の継続・延長はありません。車いすの運搬は、利用者の負担となります。	けがや病気などにより、緊急または一時的に歩行が困難となった方。ただし、介護保険により車いすの貸与を受けられる方は対象になりません。	無料	貸出窓口 (詳しくは下記までお問い合わせください)
	貸出窓口		所在地	電 話	
	障害福祉課（区役所2階201番）		立石5-13-1	03-5654-8301	
	東生活課（福祉事務所東庁舎）		金町1-6-24	03-3607-2152	
	水元学び交流館		南水元2-13-1	03-3609-0223	
	亀有学び交流館		お花茶屋3-5-6	03-3603-9211	
	柴又学び交流館		柴又5-33-8	03-3671-8611	
	たつみ憩い交流館		西新小岩2-1-4	03-3696-2783	
	シニア活動支援センター		立石6-38-11	03-5698-6201	
	かつしかボランティア・地域貢献活動センター（ウェルビアかつしか内）		堀切3-34-1	03-5698-2511	
※かつしかボランティア・地域貢献活動センターの貸出期間は原則1か月です。					

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
その他の施策	郵便等投票制度	事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けた方が、自宅等で投票できる制度です。なお、この制度の対象者で、かつ一定以上の上肢または視覚の障害により自書ができない方については、代筆による投票ができる制度もあります。詳しくはお問い合わせください。	介護保険において要介護5の方、または身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで一定の等級の方		選挙管理委員会事務局 電 話 03-5654-8493～6
	ごみ出しが困難な世帯への訪問収集	ごみを集積所に出すことが困難な世帯に、日常生活の負担を軽減することを目的とし、職員がご自宅の玄関までごみの収集に伺います。	①介護保険における要介護2以上の方のみの世帯 ②身体障害者手帳2級以上の方のみの世帯 ③介護保険における要介護2以上の方と身体障害者手帳2級以上の方のみの世帯 ※調査の結果、非該当になる場合もあります。		清掃事務所 電 話 03-3693-6113
	粗大ごみの運び出し	粗大ごみを屋外へ運び出すお手伝いをします。事前に予約が必要です。対象外（解体が必要、窓から出さなければならない、引越、遺品整理など）の場合もあります。詳しくは清掃事務所へお問い合わせください。	65歳以上の高齢者のみ又は運び出しに支障のある障害をお持ちの方のみで構成され、身近にお手伝いできる方がいない世帯 ※年齢や障害のわかる身分証や手帳を確認させていただきます。	粗大ごみ処理手数料（品物により1個あたり300円～3,200円）	清掃事務所 電 話 03-3693-6113
区が行う施設入所などの施策	養護老人ホーム入所措置	区が経済的理由及び環境面で問題のある方から養護老人ホームへの入所申請を受け、判定会を経て入所を決定します。	原則65歳以上の方で、常時介護を要さないが経済的状況や家庭・住宅事情により在宅で生活することが困難と判断された方 ※詳しくは相談係へご相談ください。	ご本人・同居のご家族の収入により負担があります。	高齢者支援課相談係 電 話 03-5654-8257
高齢者虐待防止施策	虐待についての相談窓口	●高齢者支援課相談係 ●高齢者総合相談センター（地域包括支援センター） ●社会福祉協議会葛飾区成年後見センター			

※高齢者支援課の各係の問い合わせ先は 70 ページをご参照ください。

高齢者保健サービスの利用

	事業名	内 容	対象の方	費 用	問い合わせ
訪問指導	難病患者療養指導	保健所の保健師などがご自宅を訪問し、療養上の相談（看護、機能訓練指導）をお受けします。	難病などにより在宅療養をされている方		健康部（保健所）青戸保健センター 電 話 03-3602-1284
	難病リハビリ教室	集団で機能訓練が受けられます。	難病（主に神経難病）により身体機能の維持・低下予防を必要とし、原則として要支援・要介護認定を受けていない方	無料（ただし、主治医の意見書作成については利用者負担となります）	金町保健センター 電 話 03-3607-4141 新小岩保健センター 電 話 03-3696-3781 水元保健センター 電 話 03-3627-1911
歯科診療	ねたきり高齢者の歯科診療（たんぼぼ歯科診療所）	病状などにより訪問による歯科診療と、送迎による歯科診療があります。 診療時間 土曜 午後1時30分～4時30分 日曜 午前9時～12時	原則として65歳以上の方で、在宅療養等のため一般の歯科医院で治療を受けることが困難な方	保険診療（利用者負担あり）	葛飾区かかりつけ歯科医紹介窓口（たんぼぼ歯科診療所内） 電 話 03-3690-5209 住 所 亀 有 2-23-10 受付時間 月～金（祝日・年末年始を除く）午前10時～12時 午後1時～4時
	かかりつけ歯科医紹介窓口	訪問または通院で治療を受けることができる地域の歯科医院をご紹介します。	・区内在住の障害のある方や在宅療養中などの方で、一般の歯科医院などで治療を受けることが困難な方 ・かかりつけ歯科医をお探しの方	紹介無料	

ご相談・苦情窓口

介護保険のサービスについて、わからないこと、不安なことがありましたら、ケアマネジャーにご相談ください。

サービス内容が説明や契約と異なるなど、サービスについて不満や苦情があるときは、まず事業者と話し合ってください。事業者と話し合っても、ご納得できない場合は、介護保険課にご相談ください。

相談窓口

介護保険や福祉・保健に関するご相談や苦情の窓口を設置しています。

【介護保険課】

介護保険制度のお問い合わせや苦情などの窓口です。

区役所 03-3695-1111（代表）

係 名	電 話	受付内容
管 理 係	内線 2352、2444 直通 03-5654-8443	介護保険事業計画に関すること
	内線 2449、2455 直通 03-5654-8246	高額介護サービス費など保険給付費に関すること
事 業 者 係	内線 2373 直通 03-5654-8251	サービス事業者の適正な運営への支援
調 査 係	内線 2347、2348、2349 直通 03-5654-8248	要介護認定申請・介護認定調査に関すること
審 査 係	内線 2354、2355、2356 直通 03-5654-8247	介護認定審査会・認定結果に関すること
資格収納係	内線 2458、2459 直通 03-5654-8249	介護保険料や被保険者証に関すること

【高齢者支援課・地域包括ケア担当課】

「高齢者福祉サービスの利用」、「認知症の取り組み」、「介護予防の取り組み」についての申請受付やご相談の窓口です。

区役所 03-3695-1111（代表）

係 名	電 話	受付内容
管 理 係	内線 2322、2323、2424 直通 03-5654-8256	地域包括支援センターに関すること
在宅サービス係	内線 2324、2325、2335 直通 03-5654-8299	在宅高齢者の福祉サービスに関すること
相 談 係	内線 2317、2318、2448 直通 03-5654-8257 03-5654-8597	高齢者の相談及び訪問調査に関すること 認知症事業に関すること
シニア活動支援センター	直通 03-5698-6201	シニア活動支援センターの利用に関すること
介護予防係	直通 03-5698-6202	介護予防事業に関すること

【東京都介護保険審査会】

要介護認定や介護保険料の賦課、保険給付の支援など、区が行った決定に対しての不服申し立てができます。

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課 電話 03-5320-4293

【葛飾区社会福祉協議会・葛飾区成年後見センター】

暮らしの中での福祉に関するお困りごとや福祉サービスに関する苦情、将来への不安などの相談をお受けします。

葛飾区社会福祉協議会 電話 03-5698-2411

葛飾区成年後見センター 電話 03-5672-2833

【葛飾区福祉サービス苦情調整委員】

介護保険のサービスをはじめ、福祉サービス全般についての具体的な利用に関する苦情に対し、福祉や法律などの専門家である苦情調整委員が公正かつ中立な立場で調査し、事業者と利用者の調整を図ります。ご相談にあたっては、事前に予約が必要です。

福祉管理課企画係 電話 03-5654-8243

【東京都国民健康保険団体連合会】

サービスの苦情に関する専門機関です。受け付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。 電話 03-6238-0177

その他区政・一般に関するお問い合わせ

【はなしょうぶコール】

区の手続きや施設・催し物のお問い合わせを、電話案内にてお受けします。

電話 03-6758-2222 365日 年中無休 午前8時～午後8時

【自立相談支援窓口】

介護保険料の支払いや自己負担金の支払いが困難など、家計に関するご相談をお受けします。

電話 03-5654-8625

【くらしのまると相談窓口】

生活全般のご相談をお受けします。介護保険をご利用されていないご家庭のご相談もお受けします。

電話 03-5654-8560

【家族介護者ほっとあんしんダイヤル】

介護に関する悩みや困り事など、家族を介護している方からのご相談に、看護師などの専門職が電話で応じます。

電話 0120-603-305 365日 年中無休 午前8時30分～午前0時

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター) 担当地域一覧

① 高齢者総合相談センター 水元		
町 丁	全 域	街区番号
西水元	全 域	
水 元	1丁目	1～20、23～26
	2丁目	全 域
	4丁目	3～6
南水元	1、2丁目	全 域

② 高齢者総合相談センター 水元公園		
東水元	1丁目	1～18
	2丁目	5～19、23～41
	3～6丁目	全 域
水 元	1丁目	21～22
	3丁目	全 域
	4丁目	1～2、7～26
	5丁目	全 域
南水元	3、4丁目	全 域
水元公園		2～8

③ 高齢者総合相談センター 金町		
新 宿	6丁目	全 域
東金町	全 域	
東水元	1丁目	19
	2丁目	1～4、20～22
水元公園		1

④ 高齢者総合相談センター 新宿		
新 宿	1、2丁目	全 域
	3丁目	1～28
	4、5丁目	全 域
	6丁目	19～22
金 町	1丁目	19～22
金町浄水場	全 域	

⑤ 高齢者総合相談センター 柴又		
高 砂	6～8丁目	全 域
柴 又	全 域	
金 町	1丁目	1～18、23
新 宿	3丁目	29～33

⑥ 高齢者総合相談センター 高砂		
高 砂	1～5丁目	全 域
鎌 倉	全 域	
細 田	全 域	

⑦ 高齢者総合相談センター 亀有		
亀 有	全 域	
西亀有	1丁目	21～33
	2丁目	53～54
	3丁目	8～14、21～32、34～43
	4丁目	全 域

⑧ 高齢者総合相談センター 青戸		
町 丁	全 域	街区番号
青 戸	2丁目	4～6、7(3～7)、8～22
	3丁目	1～17、19
	4、5丁目	全 域
	6丁目	1(4～13)、2～41
白 鳥	7、8丁目	全 域
	3丁目	3～12、17～23
	4丁目	全 域

⑨ 高齢者総合相談センター お花茶屋		
堀 切	7、8丁目	全 域
西亀有	1丁目	1～20
	2丁目	1～52、55～58
	3丁目	1～7、15～20、33
お花茶屋	全 域	
白 鳥	1、2丁目	全 域
	3丁目	1～2、13～16、24～32
東堀切	全 域	

⑩ 高齢者総合相談センター 堀切		
堀 切	1丁目	2～42
	2～6丁目	全 域
宝 町	1丁目	3～5
小 菅	全 域	

⑪ 高齢者総合相談センター 立石		
立 石	全 域	
青 戸	1丁目	全 域
	2丁目	1～3、7(1～2、8～17)
	3丁目	20～41
	6丁目	1(1～3、14～17)
宝 町	1丁目	1～2、6～27
	2丁目	全 域

⑫ 高齢者総合相談センター 東四つ木		
東四つ木	全 域	
四つ木	全 域	
東立石	全 域	
堀 切	1丁目	1

⑬ 高齢者総合相談センター 奥戸		
東新小岩	1丁目	14(9～20)、15(8～20)、16～17、18(6～9を除く)、19
	2丁目	1～2
	3丁目	4(7～20)、5～16
	4～8丁目	全 域
西新小岩	3～5丁目	全 域
奥 戸	全 域	

⑭ 高齢者総合相談センター 新小岩		
東新小岩	1丁目	1～13、14(1～8、21～23)、15(1～7、21～25)、18(6～9)
	2丁目	3～28
	3丁目	1～3、4(1～6、21～22)
西新小岩	1、2丁目	全 域
新小岩	全 域	

高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)

高齢者のみなさまが住み慣れた地域で安心して暮らすため設置された身近な相談窓口です。介護保険の案内や介護の問題、ひとり暮らしの不安、高齢者虐待、消費者被害など、高齢者の方やご家族のご相談に応じます。自立した生活が続けられるよう、介護予防のお手伝いをするとともに、要支援と認定された方、介護予防・生活支援サービス事業対象者の方のケアプランを作成します。

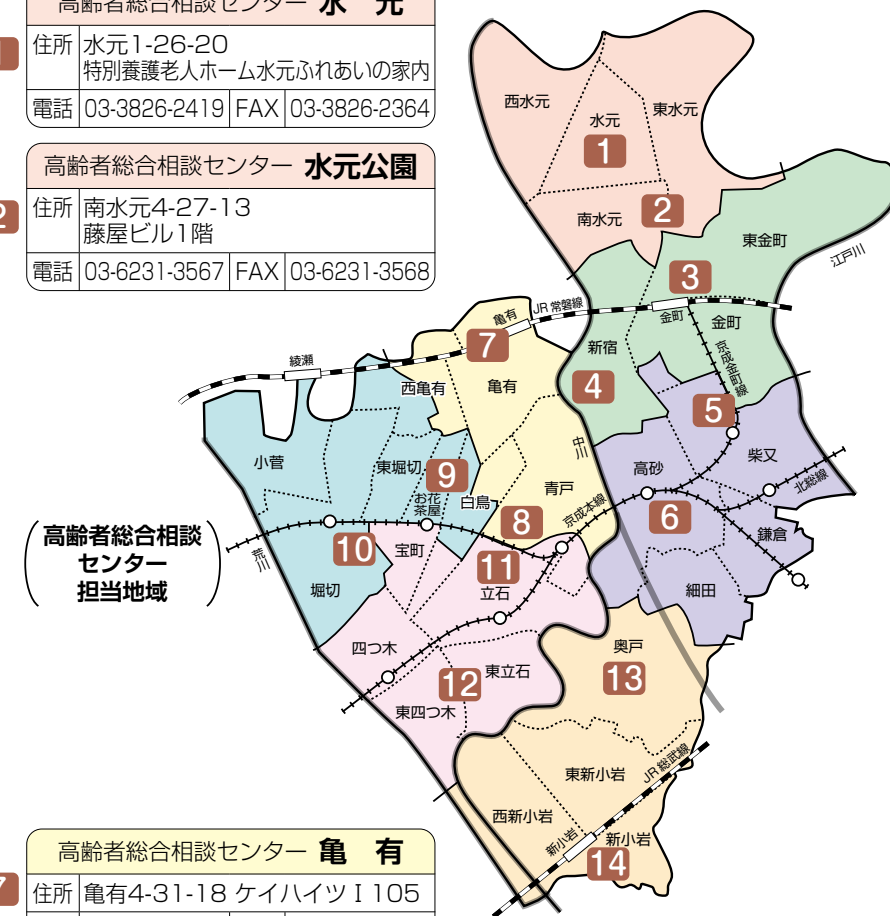
相談時間 月～金 午前9時～午後7時

土 午前9時～午後5時30分(日曜祝日・休日・年末年始は休みです)

葛飾区では、地域包括支援センターが高齢者の方の総合相談窓口であることが分かるよう、「高齢者総合相談センター」という通称名を使用しています。

1 高齢者総合相談センター 水 元	
住所	水元1-26-20 特別養護老人ホーム水元ふれあいの家内
電話	03-3826-2419 FAX 03-3826-2364

2 高齢者総合相談センター 水元公園	
住所	南水元4-27-13 藤屋ビル1階
電話	03-6231-3567 FAX 03-6231-3568



7 高齢者総合相談センター 亀 有	
住所	亀有4-31-18 ケイハイツ I 105
電話	03-6240-7630 FAX 03-6240-7638

8 高齢者総合相談センター 青 戸	
住所	青戸3-13-19 グループホーム青戸併設
電話	03-5629-5719 FAX 03-5629-5718

9 高齢者総合相談センター お花茶屋	
住所	お花茶屋2-4-23 センターフィールドビル101
電話	03-6662-7907 FAX 03-6662-7908

10 高齢者総合相談センター 堀 切	
住所	堀切2-66-17 介護老人保健施設葛飾ロイヤルケアセンター内
電話	03-3697-7815 FAX 03-3697-7862

11 高齢者総合相談センター 立 石	
住所	立石6-19-10 S・Kビル1階
電話	03-6657-6140 FAX 03-6657-6141

12 高齢者総合相談センター 東四つ木	
住所	東四つ木 2-27-1 特別養護老人ホーム東四つ木ほほえみの里向かい
電話	03-5698-2204 FAX 03-5698-2170

3 高齢者総合相談センター 金 町	
住所	東金町1-36-1-108 UR都市機構金町駅前団地1号棟内
電話	03-3826-5031 FAX 03-3826-5032

4 高齢者総合相談センター 新 宿	
住所	新宿2-16-4 介護老人保健施設花の木内
電話	03-3826-8726 FAX 03-3826-8725

5 高齢者総合相談センター 柴 又	
住所	柴又1-47-7-102
電話	03-5876-9531 FAX 03-5876-9532

6 高齢者総合相談センター 高 砂	
住所	高砂3-27-12
電話	03-5889-8600 FAX 03-5889-8601

13 高齢者総合相談センター 奥 戸	
住所	奥戸3-25-1 特別養護老人ホーム奥戸くつろぎの郷内
電話	03-5670-5212 FAX 03-5670-1489

14 高齢者総合相談センター 新小岩	
住所	新小岩1-49-10 第5デリカビル1階
電話	03-5879-9328 FAX 03-5879-9329

介護保険における個人番号記入欄のある申請書の取り扱いについて

社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月より、介護保険関係申請書類に個人番号(マイナンバー)欄を追加しました。原則、個人番号の記入が必要となりますが、未記入であっても、従来どおり受理します。

1 窓口で申請書に個人番号を記入する場合

個人番号確認書類及び身元確認書類の提示が必要です。

(1) 本人申請

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類を提示してください。

(2) 代理人申請(成年後見人等の法定代理人や委任状等をお持ちの任意代理人の方)

申請者の個人番号確認書類の写しと、委任状もしくは申請者の介護保険被保険者証及び代理の方の身元確認書類の提示が必要です。

(3) 代行申請(ケアマネジャー等、申請書の提出のための使者)

個人番号が使者に見えないよう、申請書及び個人番号確認書類の写し、身元確認書類の写しを封筒に入れて提出する等の措置が必要です。

2 郵送で申請書に個人番号を記入する場合

申請者の個人番号確認書類と身元確認書類の写しを同封してください。

注) 郵送申請の際は、簡易書留のご利用をお勧めします。

3 個人番号が未記入の場合

申請者から個人番号の提供を受けないことから、従来どおり受理します。

申請の際に必要な確認書類(個人番号記載時のみ)

1 個人番号確認書類

●通知カード ●個人番号カード(マイナンバーカード)

2 身元確認書類(代表例) 1点で良いもの

●個人番号カード(マイナンバーカード) ●運転免許証
●運転経歴証明書(平成24年4月1日以降のものに限る)
●旅券(パスポート) ●身体障害者手帳 ●精神障害者保健福祉手帳
●療育手帳(愛の手帳)

3 身元確認書類(代表例) 2点必要なもの

●各種健康保険有効期限内の各種健康保険の資格確認書(コピーの場合は保険者番号及び記号、番号を無地の紙や付せん等で隠してからコピーしてください)
●年金手帳(国民年金手帳) ●基礎年金番号通知書
●各種年金証書 ●税金等の納付書
●公共料金の領収書(領収日から3か月以内)
●領収書(領収日から3か月以内)
●敬老手帳(地方公共団体発行のもの)
●生活保護受給者証
●国又は地方公共団体が発行した受給者証、医療証、医療券
●官公署がその職員に発行した身分証明書



介護保険を活用して、 生き生きと

介護保険制度は、加齢にともなう心身の変化により介護が必要となった方に対して、その方の状態に応じた自立した生活が送れるよう平成12年4月にスタートしました。

介護保険法では、国民が自ら要介護状態となることを予防するため健康増進を行い、介護が必要になった場合でも、リハビリテーションなどの介護サービスを利用してその能力の向上に努めるよう定められています。

可能な限り、地域の中で自立した生活を続けることができるよう「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して健康維持・介護予防に取り組み、介護が必要な状態になったら、リハビリテーションなどの介護サービスを利用して要介護状態の軽減または悪化の防止に取り組んでいきましょう。

葛飾区は、介護保険制度を通じて、誰もが生き生きとした生活を送れる体制づくりを目指しています。

相談連絡先一覧

●高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）

〈担当地区〉	〈担当者名〉
〈所在地〉	〈電話番号〉

●ケアマネジャー

〈事業者名〉	〈担当者名〉
〈所在地〉	〈電話番号〉

●かかりつけ医（主治医）

〈病院名〉	〈主治医〉
〈所在地〉	〈電話番号〉

●かかりつけ薬局

〈薬局名〉	〈担当薬剤師名〉
〈所在地〉	〈電話番号〉

●介護サービス提供事業者等

事業者名	所在地	電話番号